

第七十五回国 参議院社会労働委員会会議録第十五号

昭和五十年五月二十九日(木曜日)
午前十時十一分開会

委員の異動
五月二十九日
辞任 藤原 房雄君
補欠選任 柏原 ヤス君

出席者は左のとおり。

委員長 村田 秀三君
理事 玉置 和郎君
九茂 重貞君
山崎 昇君
小平 芳平君
委員 石本 茂君
上原 正吉君
神田 博君
斎藤 十朗君
高田 浩運君
徳永 正利君
片山 甚市君
浜本 万三君
目黒今朝次郎君
柏原 ヤス君
杏脱タケ子君

政府委員
労働大臣 長谷川 峻君
労働大臣官房長 青木勇之助君
労働省労働基準局長 東村金之助君

事務局側
常任委員会専門員
労働大臣官房労働保険徴収課長 中谷 滋君
労働省労働基準局長 水谷 剛蔵君
労働省福祉部長 森山 真弓君
労働省婦人少年局長 遠藤 政夫君
労働省職業安定局長 中原 武夫君

本日の会議に付した案件
○委員派遣承認要求に関する件
○参考人の出席要求に関する件
○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。
原子爆弾被爆者等援護法案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案審査のため、委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
原子爆弾被爆者等援護法案及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村田秀三君) 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○片山甚市君 ただいま議題になりました法律案に対して御質問をしたいと思います。
昭和五十年二月現在における掛金の状態、すなわち千円、二千元、三千元、四千元でどのぐらいの割合で加入の状態になっておりましたでしょうか、お伺いいたします。
○政府委員(東村金之助君) 二月現在という数字はまだ出してありませんので恐縮でございますが、別の数字を申し上げたいと思っておりますが、中退金制度における平均掛金納付年数は四十八年度末における被共済者について見ますと、約五年となっております。それから退職金の支払い状況を四十八年度について見ますと、一人平均六万九千

円となっております。いずれにいたしましても、制度発足以来それほど時間がたっておりませんので、こういう状況になっていると私どもは考えております。

○片山甚市君 いまお答えをいただきましたのは、掛金の状態でありましたが、これは中小企業退職金共済事業団の資料、昭和五十年三月号、第十四巻の十二号に掲載するところによると、月次の加入脱退状況ということで現在五十年の二月では十六万六千五百四十一の共済契約者数があり、それに基づく被共済者数は百四十七万一千七百六十三とあるんですが、そのような状態の中で、いわゆる掛金のその中で占める割合というのについて、別表によると、四十九年は二千元の方は一九％、一千元の方は一八・九％、四千元の方は一六・四％、三千元の方は八・五％ということになっておるわけです。これを申し上げるのはなぜかという、今回新しくつくられようとしておりますところの八百円から始まる金額ではなくて大体一千元を超える金額が大半を占めてこなければ共済の価値がないということになっておる。そこで、五十年の二月現在では、五月の加入者の状況で言うと、これは四千元の方が一九・四％、三千元の方が一九％、一千元の方が一七・九％、二千元の方が九・〇％、その他が三四・七％になっております。そういうようなことについて、これは大体間違いないでしょうか。
○政府委員(水谷剛蔵君) ただいま先生の読み上げました数字はそれとおりでございます。
○片山甚市君 実はこれと呼びたいしまして、掛金がいわゆるいまの制度でも四千元、二千元、千円、三千元というものが相当の部分を含め、そして約三五％の方がそれ以外ということになっておるんですが、制度加入の企業の大数数は中規模以下であるということになっておりますけれども、

その状態はどのようになっていますか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 制度加入の企業の割合を見ますと、全体の平均は三十人以下ぐらゐを下回っておりますけれども、全体を一〇〇といたしまして規模別の加入状況といえますか、それを申し上げますと、一人から四人の規模のところは三・五%、それから五人から九人が二七・五%、それから十人以上は、たとえば二十人から三十人が八・五%、三十一人から五十人が五・一%、それから五十人以上は二・六%、それから百一人から二百人が〇・六%、二百一人を超えて、二十人以上が大部分といえますか、そんな状況になっております。

○片山基市君 いま御説明がありましたように、規模の状態は二十人未満の方が八〇%を占めることになっておるわけです。そこで、いわゆるいま二百万事業所のうち対象人員が千五百万だとの記録にあるんですが、現在時点で先ほど私が申し上げた数字に間違いはないのか、加入の状況はどうでありますか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 先ほど先生が申し述べました二月末現在、共済契約者数十六万六千五百四十一、それから被共済者数が百四十七万一千七百六十三人というのは中小企業退職金共済の「事業概況」に載っております数字でございます。おっしゃるとおりでございます。

○片山基市君 そういたしますと、昭和三十四年発足したときには掛金額が四百三十二円だと統計に示されておるんですが、今日の平均掛金月額はいくらになりますか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 四十九年十二月末現在になりますが、現在は暫定値ですが、千八百七十五円というのが平均掛金額でございます。

○片山基市君 そこで、お尋ねするんであります。昭和四十九年度の掛金総額は幾らになりますか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 昭和四十八年度にお

ける掛金収入の総額は約二百四十八億円でござい

ます。

○片山基市君 それに対して国が三団体に補助金として出した金額は十五億八千四百四十万円だ

あります。それが、それに間違いございませんか。

○政府委員(水谷剛蔵君) そのとおりでござい

ます。十五億八千四百四十万円でございます。

○片山基市君 このような状態で二十人未満の事

業所が大体八〇%所屬しておりますと同時に、掛

金総額が二百四十七億九千九百九十二万円とい

うのに対して国が三事業に対して出しておる補助金

が十五億八千四百四十万円というのは、大体省と

して妥当な数字というようにお考えでございま

しょうか、お伺いいたします。

○政府委員(東村金之助君) これは国が出してい

るお金と言いますのは退職金給付の一部とそれか

ら事務費の金額になるわけでございしますが、この

制度は本来任意の共済制度でございするもので、

私も、多ければ多いほどいいという言い方は

おかしいかもしれませんが、できるだけ多くを望

んでいるわけでございしますが、現状のところこの

程度のところでやっていたいかなきゃならないのじ

ゃないか、かように考えております。

○片山基市君 そこで、この事業に対して三年未

満で退職をする者は幾らになりますか、いま

まで年にいたしまして、毎年。

○政府委員(水谷剛蔵君) 実は三年未満で脱退す

る人の数というのを計算してないわけでございま

すけれども、掛け捨て、掛け損というものが、この

制度は一年未満で掛け捨て、それから二年が掛け

損ということになっておりますが、その掛け捨て、

掛け損の対象がどのくらいあるだろうかという、

何と言いますか、推定を一通りしたわけでござ

います。それによりますと、四十八年度中の加入

者が二十六万六千八百人でございまして、その

一年未満の脱退率が一八%ということございま

すので、大体四万八千人程度といえますか、その

程度が一年未満の退職者というふうに推定いたし

ております。それから、一年以上二年未満ですか、

これが、同じように推定いたしますと、その人た

ちが落ちますので三万九千人、三万九千八百二十

八人という一応の推定をいたしておりますから、

大体四万人程度というようにいたしております。

で、三年目はそれよりも多少減るといえますか、

そういうような推定をいたしております。

○片山基市君 実は私どもの手元にあるもので見

ますと、昭和四十六年度掛金収入が百八十億円で

退職金支払額、解約手当を含めて六十四億であ

ります。それに対して国が支払っておるの、い

わゆる国庫補助は二億だということになってお

る。これで見ますと、国の補助額は実際上非常に

低い、こういうように考えておるので、これらに

ついて答申の行われていましたところの掛金月数

がふえればそれに応じて国庫補助をふやすとい

うなことについてさらに努力をしていられる考

えはあるかどうかお聞きいたします。

○政府委員(東村金之助君) 先ほどお答えいた

したように、この制度は本来任意加入の制度と

なっておりますが、できるだけ退職

金給付を厚くするというのがわれわれも望まし

いことと考えております。そこで国庫補助率の引

き上げについてもいろいろ問題がございしますし、

もちろん国庫補助率が引き上げられれば給付がよ

くなるわけでございします。で、建議にもござい

ますように、私も、私どもとしてこれからいろいろ

むずかしい問題はございしますが、さらにがんばって検

討してみたいと思っております。

○片山基市君 実は先ほどのお話ですと、一人当

たりの年金の退職金の支払い額が非常に少ない、

こういうことでございしたんですが、昭和四十六年に

平均の支給額が五万円だということに私の手の方で資

料見つけてみました。それは中小労働者の市場の特

殊性から大企業よりも移動が激しいこと、それは中

小企業の場合、熟練形成が渡り歩くことによつて行

われるという性質を持っておるというように指摘

されておりますが、四十六年度の平均掛金が千三

百五十七円、平均支給額が四万九千二百九十一円

だということ、これ平均すると三年程度でやめてお

るという平均になるんです。そういうことで、先

ほど三年未満で退職する者はどういふことになっ

ておるかという御説明を求めました。そうしたら

いま申されたように四万八千名程度、一年未満、

一年から二年までの者は約四万人、それから三年

未満の分については約それより少ないぐらゐであ

ると、こういうことでありますが、これを考えて

みますと、長期の加入者が優遇されるということ

が人材を確保するといふために必要であるなら

ば、この制度の改善といふものについてはもっと

任意加入であつても国庫補助率を上げるといふこ

とに何としても力を入れなければならぬ。財形と

同じように、金は集めるけれども実際それに対す

る給付が十分でない、こういうふうに思ふんです

が、さらにそのようなことについてどのような措

置をとられるかお聞きをしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生お話し

あつたとおりでございまして、この制度におきま

しては、短期でおやめになる方については掛け捨

て、掛け損というような制度がございしますが、そ

ういう原資を元にしたしまして長期間にわたって

人の給付を厚くしよう、こういうたてまえで運

営しているわけでございします。ただ、それにも限

界はございします。したがって、国庫補助とい

うことが問題になってくるわけでございしますが、

再三申し上げますように、これは強制加入では

ございしません。関係の事業主が、中小企業の事業

主がみずから進んで任意に加入する制度にたてま

えはなつておるわけでございします。で、国から

出す補助金にも限界はございしますが、ただいま先

生の御指摘もございしますし、私も、私どもでも

できればそのようにしたいと考えておりますので、さらに

今後審議会等にお諮りしながら努力してまいりた

い、かように考えております。

○片山基市君 それでは長期の方々に有利なよう

に、人材確保をするために、企業のいわゆる振興

のためにというようなことを考えておるようであ

りますから、それでは二年未満の方は何%、五年

未満の方は幾ら、五年以上は幾ら、十年以上の方

は幾らというように加入の比率についてお知らせを願いたいんです。

○政府委員(東村金之助君) 昭和四十八年度末における被共済者について掛金納付年数別の被共済者の割合を見ますと二年未満で三二・一％、二年から五年未満で二六・八％、五年以上十年未満で二五・四％、十年以上で一五・七％となっております。

○片山基市君 それで十年以上の方が一五％を超えておる、こういうことでありますが、先ほど私がお聞きをした三％という線を引きと推定でどのくらいになりましょうか。失礼しました。三年未満ということで線を引きますと、いまは二年で三二・一％、二年を超えるものから五年で二六・八％になっていますが、これを三年といういわゆる掛け捨て、掛け損ということから掛金のままとするところになり、補助金のない線になりますとこの三年というところでは幾らでしょう。

○政府委員(水谷剛蔵君) 先ほど申し上げましたように、一年未満が一八・七でございまして、一八・七と一三・四と一〇・三と合わせますと四二・四％が三年未満というように推定いたします。

○片山基市君 大臣にもお伺いしておるのでありますが、実は二十人未満の事業所が八〇％ある、三年未満で転職をしていく者がいままうように四二％程度ある、この人たちが大体踏み捨てにして積み上げていて、残った者がオリンピックじゃないけれども優勝者になる、こういうのが共済ということになるだろうかということについては私は意見があるのです。意見があるから質問しておるのです。いやけしからぬと言っておるんじゃないんです。このあたりについて審議会が根本的にどういう施策をすることがいいのか。私は三年でやめなきやならぬ理由があると思うのです。会社がおかしくなることもありましようし、御本人の都合でどうしてもやめなきやならぬこともありましようし、中小企業の労働条件は市場の大きな波をかぶって不況——今日のようなときに

は特にそうありますが、転々として渡り歩かざるを得ない。先ほどごちない私は話をしましたけれども、渡り歩かなければならぬような幾つかの経営上の、また労働者の置かれた条件がある。これに対して日を当てないで、残り約五〇％程度の人が——十年以上というのが一五％、五年以上が二五・四％だという、結果的にはそうでありまうけれども、その過程として、いまつくられてから十五年、十六年たっています、これに対して格段の努力をしてほしいと思うんですが、大臣の気持ちはいかがでしょうか。

○國務大臣(長谷川峻君) 今度改正で皆さんに御審議願っておりますのは、従来は事業所をいろいろなことがあつてやめた場合にはそこが掛け捨てになつておる、しかしいまから先は事業所を変わった場合には前のやつも生きてくる、こういうところに私は大きなメリットがある、そういう意味での御審議をいただいている。その間に二十人以下の方が八〇％もいるという中小企業のかに大事であるかということも御理解いただく、こう思っているわけでありまして、補助金等々の問題なども出ましたが、いまから先も審議会のいろいろな御意見などもありますし、皆さん方のこうした御意見などもありますので、そういうものの建議を中心にしていろいろな改善の策については考えてまいりたい、こう思っています。

○片山基市君 通算制度については、いままでの例で言いましたも、四十六年度の表を見ますと約一〇％程度が通算ができるところのようでありまう。これではやはり十分でない。これは後で申し上げますけれども、大臣がそう申されておるの……私は先ほどから申しますように、くだいけれどもいゆる二十人以下のところが一〇％加入し、三年未満で四二％の方が転職をしていく。掛け捨て、掛け損というような形の中の人について一段と配慮を加える、このようなことをしてもらいたいと思ひます。

次に、実はお手元、お手元という労働省の方にそういう資料があるかどうかお聞きしたいんで

すが、五人未満の事業所で、大体その事業所の状態はどのようになつておるか。大体大づかみで言いますと労働者名簿、雇用者名簿、賃金台帳、あるいは一人当たりの給与、年齢階層別にどのような者が雇われておるか、それで勤続年数はどのくらいか、こういうようなこと、いわゆる採用や退職の状態はそのような五人未満の事業所ではどのような変化をしておるかということについてお調べなされたことがありましようか、お聞きをいたします。

○政府委員(東村金之助君) そういういま先生お話しございましたような特別の調査は実はありませんが、ずっと継続しているわけではございません。手元にございませぬので具体的に数字その他申し上げられませんが、大づかみにいたしまして、そういう中小企業といひますか、零細企業といひますか、そういうところの労働条件は大企業に比較いたしまして相対的に劣つていっていることは事実でございます。そしてまた、労働者の入職、離職というのも大企業等に比較して激しい。したがいまして、一般の事業場の方々に対するよりも労働者の退職の動きがよけいに出ていっているという形になつていっていると思ひます。具体的には数字、手元にございませぬ。

○片山基市君 実は社会保険庁の方で調べたものがございまして、これによりまして、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないいわゆる五人未満の事業所等を強制適用事業所として適用を拡大すると考えた場合に、その業務量や財政等の影響を考へて、それをどのようにするかという資料を得るために調査しました。昭和四十七年度の統計調査、総理府ですが、の調査で、常雇規模で一人から四人の事業所として、大体産業分類では、農業、林業、漁業、飲食店、旅館、洗たく屋、その他の個人サービス業、映画館業などを調べたというところになつておるのです。それで全国の大体三分の一の十六都道府県を選定をし、北海道から鹿児島までを調べた。これは千二百九十地区から無作為で、そのうちから二分の一を抽出した、こ

ういうことです。これは社会保険に關してちゃんと調べたことがありまして厚生省の方から資料をいただいたものですが、これで見ますと、実に驚くなかれ二千六百五十四事業所の中でのいゆる労働者の名簿の整備をされているところが二九・七％、整備をしていないのが七〇・三％になつておるのです。賃金台帳のごときは五〇・三％が整備されておりました、整備されていないが四九・七％です。経理の方はさすが税金の關係がありまうからおおむねやられておることに相なりまう。

それで常雇の男女の構成ですけれども、男が四七・四％、女が五二・六％ということになつておりまして、そして常雇の年齢階級別構成から言ひますと、二十九歳以下が三八・八％、三十歳から四十九歳までが四三・八％、五十歳以上が一八・一％、こういう割合で、実は年齢三十歳から四十九歳が断然多くなつております。

そういうような中で、一人当たりの賃金というのは五万九千五百円あります。先ほどいゆる掛け金の問題について、月額で五十年の二月に、事業団の報告によると、二千四百円でございますが、二千円を超した程度を平均月額で掛けておると、こういうように事業団の報告がありますけれども、このように事業が掛ける金額というのは、賃金が五万九千五百円程度、こういう零細な企業であります。

そういうような状態の中で、勤続年数から言ひますと、一年未満が二〇・五％、三年未満が二六・五％、それから三年から五年の人が一七・四％、五年以上が三三・六％というものが、いろいろな業態があるんでありますけれども、平均的なことであります。ですから、ここでも言えることは、いゆる三年から五年までの方々は断然多いと、こういうことに相なる。ですから、この中小企業退職金共済制度ができたとしても、十五年とか二十年を勤めるといふ限り、その事業体が永続的に十五年も二十年も勤めるといふ人はほんのわず

かな人になる。転々と歩かざるを得ないということについて注目してもらいたい。賃金についても今日の現在状態で五万九千円、そして賃金台帳がない、あるいは労働者名簿、雇用者名簿もない、こういうような状態の中に置かれておる労働者がごまんとおる。たくさんおるということについて、もう労働大臣もよくお知りでありますけれども、これを改善していくのは並み並みならぬことである。任意加入だと、——任意制度であるからこそ、これが力を入れるんであります。強制ならば、そうしなくても法的拘束力を持ってやるんでありますから。そういうようなことであります。

特に退職等の問題は、総数で言うると、いわゆる百人について七〇・六人です。やめるといふか、移動は、採用が三四・三、退職が三六・三です。いわゆる一年間に三十四人ないし三十五人が採用され、三十六人ないし三十五人が退職していくというが実態であります。一年に。ですから、三年もたちますと、多くの方々が他の職種に移る。通算制度をとるとしても、そういうことを十分にわきまえて、いわゆるかたくななことでなくて、中小企業、零細があれば必ず移動する、その人に對しては温かい手を加えたって、日本の国は税金の使い捨てではない、その人にこそ温かい光を与えるべきだ。こういうようにしていただかないと、今日しておることについては十分でないと思います。

ですから、私がよその省の、同じ政府の資料であります。資料を申し上げたのは、可能な限りそういう実態を労働省がつかむのが労働省の仕事ではなからうか。私がお聞きをすれば、こんな中小企業退職金共済制度をつくる、強化をするというのなら、そういうことについてはお金に糸目をつけたいとまでは言いませんが、つけても相当丹念につけて、そしてそれについては打てば響くような形でやっておると思うが、さらに努力を願いたい。いかがでございますか。

○国務大臣(長谷川峻君) ただいまの、片山さん、よその役所と申されましたが、同じ政府の中の資

料でございます。そしてその間に出ておる資料は、まさに日本の中小企業の実態をよく私的的確に把握したものだと思えます。中小企業であるがゆえに名簿が整理されなかったり、税金関係だから経理の方はいいが、ほかの方はずさんだというふうなことも中小企業の私は弱みじゃないかと思うかと思えます。

おっしゃるとおり、日本にはこうした中小企業の方々が二千数百万いるわけでありまして、それに何かしの手当てをしようということで中退金のこの法律もできて、今日改正の時期になったのも、実は労働省とすれば、そちらの方々に手を差し伸べるという感じで作ってきたわけでありまして、こういう事態でありますから、ますますもって労働省は中小企業の関係の方々に對しては、一層、御注意のことでもございまして、また私たちも政策としてそういう大事な段階じゃないかろうか。安定成長のときに一番しわ寄せを受ける人々はこの方々であるという認識は持っておりますので、懸命にひとつ施策の充実を図ってまいりたい、こう思います。

○政府委員(東村金之助君) 先ほど申しましたように、こういう零細企業についての一四人のような事業の労働の実態は労働省でもつかんでおります。必ずしも先生が御指摘のような事項ではございませんが、つかんでおります。ただ手元にございませんで、内容を申し上げられなかったわけでございます。

さらに、いま先生の御指摘、私どもも非常に感銘を受けて聞いたわけでございますが、中小企業の退職金と言いますのは、中小企業でも退職金制度を持つていこうと、持つていないところがある。その持つていないところの人たちを中心として共済制度をやつてその補完をしていこうと、こういう趣旨のものであります。おっしゃるとおり、一口に中小企業と言いましても、その中に中規模のもの、小規模のものもあれば、さらにその下といえますか、そこに零細企業があるということは非常に大切なことで、この中小企業退

職金共済法に限らず、われわれの労働基準行政におきましても、そういう零細企業の労働条件の向上というのは何とかしなければいかぬ、何とか重点を置かなければいかぬということを考えて行政を運営しているわけでございまして。せっかく御指摘がございましたので、その辺の問題について、中小企業退職金の問題に即しながら、審議会等の御意見を聞きながらさらに充実していこうと、かように考えております。

○片山基市君 いまおっしゃられておるように、中小企業についていわれる十分に手厚いことをやりたいと、こう言われるときの焦点が、いわゆる自分で退職金制度を持てるような中小企業ならよろしいが、持ちにくいところありますから、それに対するこの入れ方ということになると、今度の中小企業退職金共済審議会の答申では、——二つの点で無視されていまして、国庫補助の引き上げについて、「掛金納付が長期にわたる者については」、「特に「国庫補助のあり方を検討すべきである。」ということになっておるのですが、四百円を八百円にしたということで、いままでの五〇——〇%の率を掛けただけしか改善を見られておりませんが、なぜそうなったのか、そうしていつこれをどのように改めるつもりか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(長谷川峻君) 審議会におきましては、本制度のこの基本的な問題につきまして御意見をいただいております。五年目ごとに見直しの時期に限っておりますが、それでもしかし不十分であるということでありまして、引き続き議論を重ねていく必要があると思つて、それがまた建議に加えられておるわけでありまして、いずれにいたしましても、この法律案が御可決いただきました際には、諸準備が整ったあとで基本的な検討にじっくりと取り組みたい、こう思つてそういう御意向に沿つてやつてまいりたい、こう思つております。

○片山基市君 それでは、この法律案が改正になったならば、それに基づいていま申し上げたこ

とについては検討して充実にしていきたいというようにお答えがあったとしてよろしうござい

ますか。
○政府委員(東村金之助君) その前に一言申し上げますと、これは実は先ほどの問題の繰り返しになるかもしれませんが、退職金の給付の内容を厚くするためには退職金カードの描き方ということと同時に、国庫補助の問題があると、そこで国庫補助をできるだけ厚くしなければいけない。四百円が八百円に変わったに依じたもの以外に、率そのものを上げなければいかぬ、特に長期の人について。という御指摘だと思つておるわけですが、これは建議の中でもそういう趣旨のことがうたわれておりますし、われわれもそのとおりだと思つていろいろ努力はしたわけでございまして、先ほどから繰り返しておりますように、任意加入であるという一つの性格がございまして、強制してこの制度に加入させるわけにはいかないという性格論からして、なかなか国庫補助というものが十分でないということになってしまつたわけでござい

ますが、ただいま大臣からの御答弁もございましたように、今後もしも引き続いてそのような問題をもちろん念頭に置きながら検討してまいりたい、かように考えております。

○片山基市君 それじゃ大臣がうなづいておられますからそれはやつてくれると。担当の方はまたいろいろと言つておけば後でできなかったことは言

いわけできると思つて言つておるかわかりませんが、大臣の顔見たらやはり正義の味方みたいな顔しておるのですからそれはやつていただけたと思

います。
そこで、掛金の月額増額を行った場合、今回の制度上の月額引き上げについては一年間だけ増額したものについて認めていこうということになつております。なぜ一年間しか認められないか。今後は三年以上つて増額した場合は、いわゆる増額分について目減りをしたり、掛け損になつたり掛け捨てにならぬようにしたいのではないかと

制度加入後の相当年数を経ている者についての改善を図るべきだということについて先ほどから何回も言いますが、問題であります。特に前段の方のいわゆる月額引き上げについて掛け捨てになるということになると、係官が非常に困るというふうに聞いているのですが、何年も掛けておるわけでありまして、その間に掛け金が増えるというふうになると、職員でも難渋しておるというふうに聞いておりますが、これについて解決する見込みはありませんか。

○政府委員(東村金之助君) 建議に附けられておりますので建議の内容を簡単に申し上げますと、前々から掛け捨て、掛け損の問題は問題になっておりました。そこで、建議におきましては「可能な範囲内において、当面、制度加入後相当年数を経ている者」、つまり長期に在籍している者「や制度上の掛金月額の引上げに応じて一定期間内に掛金月額を増額した者」、こういふ者についていまの掛け捨て、掛け損について検討すべきであるという建議をいただいたわけでございます。そこでいろいろ検討を重ねた結果でございますが、まずこの制度は発足以来十五年のそれは日がたつていないということ、それから一般的に掛金月額の増額がなされる場合を優先すべきであること、これは前回の掛金月額の場合に徴しても非常にそこに不平といえます、不満が多かったということがございまして、そういう点を優先すべきだ。それから収支の状況等をあわせて考えますと、長期に在職者についてこの掛け捨て、掛け金をなくするようにするのがあるいは掛金月額の引き上げに応じて一定期間以内に掛金月額を増額した者にすること、このことを考えまして、われわれは後者に当面行すべきだと考えまして今回の法案をつくったわけでございます。これだけでも十二億円に上る支出増になるわけでございますが、それでは長期の在職者についてどういふふうに考えるのかという問題は実は残される問題でございます。今後、収支の推移等を見た上でさらにその改善について慎重に検討していきたい、かように考

えております。

○片山基市君 それでは長期の者についてはこれから審議会等を通じて十分に検討するというようにお答えをいただいたものとして次のことについて質問いたします。

審議会については制度加入について建議として「従業員全員の加入をはかるよう指導の徹底を図るべきである」とおっしゃっておりますが、どのような形で今後やっていかれるのか、包括加入の原則は崩れておるといふことは、金融会社に頼むということになっておるのではないか、このあたりはどうでありますか。

○政府委員(東村金之助君) この制度へ加入をしてもいいというところをいろいろPRその他をやっておるわけでございますが、加入企業については、法令上の除外対象者は別として、従業員全員、つまりいま先生のおっしゃったように、一部の人ではなくて、従業員全員が加入ができるようにという姿勢で、私もその趣旨の徹底を図っているところでございます。しかし何分にも、先ほど来先生の御指摘のように、対象の事業所等が零細であったり、あるいは非常に数が多いというところ、なかなか行き届かない点もございまして、私もそれはさらにそのような姿勢を徹底してまいりたい、かように考えております。

○片山基市君 この制度の加入については、いわゆる加入のときにチェックをしていない、こういうことで、私たちは契約時におけるところのやり方を、加入第一主義でなくて、事業団として包括加入をさせるために手を加えていく、こういうふうにしてもらわないと、金融機関が一定の力を加えてこういうふうにしたらよろしいよということで行政機関にかわってやっていると認めます。さらに一段の努力を願いたいと思うのです。そこで、現在のこの制度と民間の類似制度と比べてみて魅力が乏しい、これを言いますと、また、これは任意加入ですからそれはやむを得ないので、こういうふうにおっしゃるかと思えます。御承知と思いますが、川口市に特別退職金制度とい

うものがございます。川口市中小企業従業員退職金等福祉共済というのがございますが、これは従業員が二百円、いわゆる雇用主が千円、川口市が七千万円出して行っている。これは事業所数にいたしますと一万五千三百五十二あります。それに對して国の制度に入っているのは千二百六十です。市の制度に入っておりますのが千四百十七です。ところが国の制度には四千八百六十人が入っております。市の制度には一万四千四百六十人入っております。これはなぜかと言いますと、給付内容が国のこの制度よりもずっと至れり尽くせりになっておるといふように思います。私は、国がやる方が自治体より悪いというのはあたりまえだと大臣がおっしゃるなら別でありますけれども、この市は御承知のように特物の特別の地場産業育成ということもございましょう。しかしながらこのようにすればこれだけの人が救われるということがあるものであります。労働省としてはそのようなことを参考にしながら、審議会において善処していただくことは大事だろうと思えますが、お伺いをいたします。

○政府委員(東村金之助君) 地方公共団体等で類似の制度を設けているものはいろいろございまして、これらは現在御審議願っておる中退制度とはちよつと性格が異なりまして、業務上の疾病に對する給付金や若年労働者の厚生研修等特殊な給付を行ったり、それからいま問題になっております退職金についても長期勤続者よりも短期勤続者に重点を置いている等々の特色があるように見受けられます。御指摘の川口市が実施している場合は、おっしゃるとおり確かに給付内容はこの制度よりもいい面が多々あると思えます。これはいろいろ原因はございまして、収支計算上の問題として、予定退職率の問題とか、資産の予定運用利回り等の問題が中退の制度と違っているという点もございまして、ただいま先生おっしゃったように、これは任意加入だからということをおこでしては申し上げるともいふことがございせんが、中退と言いますのは、いわば全国全業種を通じて一本のものでござ

いまして、こういう川口等におけるような、その地場、その産地に特定な問題を設定してやる、そういうことがちよつとできにくいので、まあ、いわばその給付が比較的にそういう特定の制度よりは劣っているうらみが出るということとは否めなれないと思えます。いずれにいたしましても、ただいま御指摘ございましたように、こういう川口市を初めいろいろやっているとございまして、その中で、そういうのを審議会等の審議の過程で参考にして、さらに審議を進めていきたい、かように考えております。

○片山基市君 この労働者は労働金庫を使うとかそういうことができない非常に小さい職場に働いております。いわゆる川口市の場合でも、住宅建設資金として最高で百五十万円年利五分です、貸し付けることになると、福祉資金として進学とか出産のために二十万円を最高限度額として五年間で年五分でお貸しをすることになっておる。私たちは今度のたくさんあるお金を何とかさういふようにその労働者を信用してやっていたらいいだろうか、こういうふういふ言ふと、目的が違ふから、それは国が吸い上げて利回りのいいところを使いたいんだ、資産を運用したいんだと、こういうふうにおっしゃっておられるけれども、やはり私たちはいまあるお金をどのように、長期的に見ても短期的に見てもその労働者の福祉になり、その産業振興のためになるように使うということであるからこのぐらいいしませうけれども、「人材の確保に国の退職金制度」と、こういうふうなことで1、2、3、4、5、6と書いてありますが、このものすばりが実行されてない、こういうふうな考え

そこで、引き続き質問いたしますが、中小企業退職金共済制度の改善のために速やかに審議会において制度全般について、——本年度実施になるんでありますけれども、この改正案は、直ちにいわゆる審議を再開して改正を、再検討を加えることを考えていただきたいと思います、大臣いかが

がでしよ。

○国務大臣(長谷川 峻) この制度ができて十五年でございませうか、その間にそれぞれの経済情勢に応じて幾たびか改善を図ってきたこととあります。今回も掛金の範囲の引き上げによりまして今後五年程度を一応の耐用し得るものと考えておりますが、実情に即しないものがあるいは社会の変化、いろいろな複雑なそういうことに対応して、必要に応じて改善をするというところは当然でございますので、この法案の御可決の後には皆さん方の御意見、いまの情勢等々を勘案いたしまして審議を審議会にお願いしたいと、こう思っております。

○片山 基市君 この法律が実施される十二月ごろからはぜひとも真剣にやっていたきたい、こういうことを重ねて申し上げます。

次に、審議会において労使双方の委員の意見が一致するものについては最大限尊重するというところで施策について十分に御努力を願えるかどうか。特に国庫補助について、掛金納付が長期にわたるものについて検討すべきであるということ、あるいは中小企業の場合に、非常に零細な者が転職する場合の通算の問題等についての障害、これらについて特に配慮を願いたいと思いますが、いかがでしよ。

○政府委員(東村金之助君) 先ほどから大臣お答えしているとおりの問題が残っていると、その運用についてもたまたま先生御指摘のような問題もございませう、そういう基本的な問題を含めてこの中退金制度がより円滑に、より魅力あるものにしていくこと、こういう趣旨のものでございまして、審議会の皆さん方の十分な御検討を願って一つの結論の方向づけをしていただきたいと、こういうふうに考えております。

○片山 基市君 それでは労使双方の委員の意見が一致したのについては尊重してそれが実現のために努力をするというお話があったと承り、次のことを質問いたします。

制度の運営に当たりまして中小企業退職金共済

事業団が非常に大きな役割を果たしていただいておりますが、この事業団の役員についてですが、労使双方それぞれ推薦する者を選任し、関係労使の意見を十分に反映をする、このようにすることについて御配慮を賜りたいと思いますが、この真意を受けていただきたいと思います、いかがでしよ。

○政府委員(東村金之助君) この事業団そのものはどちらかと言いますと、大変言い方は悪いかもしれませんが、技術的なことが中心になって運営されておるわけでございませう。したがって、業務執行に責任を負う役員たるにふさわしい人であれば広い範囲から適切な人に役員になっていただくことに異論はないわけでございまして、事業団等の運営に労働者のあるいは使用者の意向を反映させるということであれば、審議会もあることとございませうので、先生御指摘の役員になるとか、あるいは団体に直接参加するというのが唯一の方法であるとは限らないと思いますが、その辺のところはひとつ今後の審議会等でもあるいは問題が出ると思いますが、その辺の御検討もしたいと、かように考えております。

○片山 基市君 これは従来から関係の者たちの間で非常に重要な意見でありまして、その取り方、その労使の意思の反映の仕方はいろいろございませうが、確実に労働者、使用者側の意見が反映するような構成にしてみたい。いま人事の問題でありますから、いろんなこととお断りをしておりませうけれども、すつきりそういうような形で実行上見ても労使の意見を反映したと思われるようなあとと筋が出てくるように御配慮を賜りたい。

次に、先ほど大臣は五年間を見通して今回改定をいたしましたのと言いました。しかし、今日の消費者物価の上昇等を見ておきますと、大臣がおっしゃるとおりになるかどうかわかりません。で、私たちは掛金額の改定については消費者物価が五%上昇したときには五年の改定期を待たずに行なうとともに、特に最低掛金額については毎年

それを検討して切り上げ、退職金の水準の低下を防ぐように御配慮を賜りたいと思いますが、いかがでしよ。

○国務大臣(長谷川 峻) 先ほど多少その問題に触れたつもりでございませうけれども、やはりそのときそのときの必要に応じ、情勢に応じてこういうものは運用していくのは当然じゃないかと思っております。これはこだわらなければならないと思っております。そういうことで審議会の方にそういう基本的な問題についての御検討を常にお願いするような姿勢でまいりたいと、こう思っております。

○片山 基市君 昭和四十五年には百五十八万円程度のいわゆる退職金が今日は三百五十万、四年ぐらゐの間でちょうど倍ほどに退職金そのものがモデルだけでも変わっており、こういうことを考えてみますと、十分にいま大臣がおっしゃったことについては反映をしてみたい。

時間がございませうから少し言います。先ほどから再び私が繰り返して申し上げておる掛け捨て、掛け損の改善を含めて掛金と支給率の関係については抜本的に検討を加える、審議会においてもよき結論を出していただくように政府としてもそういう御配慮を賜りたいと思いますが、いかがでしよ。

○政府委員(東村金之助君) 先ほどから申し上げたとおりでございませうが、魅力のない中小企業退職金共済法というようによく言われます。その一つには、先生御指摘の掛け捨て、掛け損の問題があるというふうにわれわれも考えております。今回の建議におきましては先ほど申し上げましたように、長期に職者と掛金を増額する際における一定の条件にある場合について掛け捨て、掛け損を検討すると、こういうことになっておりますが、今回は後者についてその検討の成果を盛り込むわけでございませう。長期に職者については従来から問題がございませうので、その問題についてはさらにどのようにしたらうまくいくのか、どのようにしたら財政収支上の問題が解決できるのか等々の問題がございませうのでなかなかむずかしい

とは思いますが、さらに検討を進めていきたい、かように考えております。

○片山 基市君 いわゆる掛け捨て、掛け損の短期の問題について解決するためには十八億円程度の金が今回要ったと、長期の問題についてはこれからさらに検討していきたい、こういうことでありますが、やはり答申の趣旨から言いますと、それは一番大きな問題にならう、中退金のいわゆるバックボーン、こういうものにならうと思っております。さらに勉強していただきまして、われわれの希望にこたえていただきたい。

さて、次であります。自己退職による退職の場合であっても、いわゆる退職の契機にやむを得ない事情がある者については通算を行うように改めるということですが、やむを得ない事情とはどんなことになるのか、こういうことについて簡単に御答えを願いたいと思えます。

○政府委員(東村金之助君) これは労働省令で定めるところになってございまして、審議会でも御検討願っていただくわけでございませうが、私どもが考えておりますのは、たとえば国もとに親が、御両親が働けなくなったと、そのため国もとへ帰るというような場合にはこれはやむを得ず退職する場合であると、それに準ずるような問題がいろいろ出てくると思えます。

○片山 基市君 いまお答えございましたが、私はこれは、これが法律が改正になれば政令等で定める場合、特に自己の都合によってやむを得ないということが納得できるように審議会等には十分に諮っていただき、万般遺漏のないように取り計らっていただきたい。肝心なところはここになるわけですね。実際は法律の表文は先ほどから私、こういうふうに演説しておりますが、あなたの方ではさして痛くもないような顔をしておられるけれども、このあたりが最も勝手にしようと思えばできることでありますから、勝手にする意思はない、審議会に十分に意見を反映すると言われましたから、これについては特にお願いをしておきたいと思えます。

特にそういう意味で退職金の差別条項の問題です。法十條によりますと「事業団は、被共済者が退職したときは、その者に退職金を支給する。ただし、当該被共済者に係る掛金の納付があつた月数が十二月に満たないときは、この限りでない。」と云つて、一項起し、そして三項について「被共済者がその責に帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、」は云々ということ、(省令で定めるところにより、)と、そしてその次に、法第二十五條で「不利益取扱の禁止」をしております。これは非常に抽象的でございまして、「中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。」「中小企業者は、退職金共済契約を締結しようとする場合においては、従業員の意見を聞かなければならない。」、このような形で不利益の禁止をしておるのですが、施行規則第十八條による「退職金減額の認定基準」でござい

て差別を生じないか、こういうことであります。冒頭に申しましたように、窃盗とか傷害とかそういう横領とかいうことがあつてするのは別のことで処断ができるし、明らかでありますけれども、特に中小企業の場合は、この施行規則第十八條の各号について不当差別が企業主ができることにならないうか。そういうことについては断じて認めてない、こういうことにならうかと思ふんです。「職務規律を著しく乱した」と、が明らかになり「秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと。」、こういうことについてでございますけれども、大変むずかしい問題で、このことについては退職金の不当差別にならないように改めてもらいたいと思ひますが、いかがでしょう。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘にございまして、施行規則第十八條には一から三号までに具体的に規定してあるわけでござい

ますが、これは一般の企業におきましても、労働者の責に帰すべき事由による退職の場合については、その労働者に対して退職金を全く支給しないというふうな形で行われておりますので、それに準じたような形で、しかも具体的にこういう基準を設けたわけでございまして、ただいま先生おっしゃったように、何かこれによって差別的な問題が起らないようにという御心配、御指摘でござい

ます。われわれももちろんそういうことがあつてはならないというふうに現に厳しく考えているわけでござい

ます。で、いずれにいたしましても、この退職金を減額するに当たっては都道府県知事の認定が必要でござい

ます。万々なかつたと思ひますし、今後も氣をつけてまいりたい、かように考えております。

○片山基市君 そういうことでこの条項が差別につながるような具体的な指導を行い、措置をとつていただきたいと思ひます。

そこで、実は死亡時における退職金の問題ですが、法十條では、掛金納付の月数が十二月に満たないときは、その限りでないといつてあります。が、私は、死亡した場合にはその掛金ぐらゐのものは払い戻すといふか、その人間に香典料として渡しても、そうたくさん死ねんではないから大変いいことではないか、そのぐらゐの金を積み立てても大したことはない。たくさん死んでほしいと思つてないんですから、死なない方がいいと思つておる。たまたま亡くなつた場合に十二月掛けてない、十一月から支払われないと、こゝろ言わないで、むしろ掛金ぐらゐはお金些少でござい

ますが、この点をいま御指摘になつたと思ふんですが、確かにいふやうな気持ちの上からいつてもその辺のことは配慮すべきじゃないかと

いう御指摘でござい

ます。われわれも寄り寄り考えてはおるんですが、一般との均衡等がございまして、なかなか踏み切れないんですが、その辺の実態をさらにつかみながら審議会等においてやはりこれも研究してみたい、かように考えております。

○片山基市君 労働省はせんだって労働者の奥さんが御主人が亡くなつたらどんな苦しみがあるかといふことを二十七日ですか、発表されましたね、労働省、あなたの省は。調査の結果、いわゆる未亡人の方といふか、御主人が亡くなつたらどんな生活をしていいか、真つ暗になつたと言つていますね。たまたま三カ月か四カ月で死んだ場合は、この人は、三カ月や四カ月の労働者は死ぬときとはこの会社に勤めてたかわからぬけれども、あるいは二月で死ぬかも知れぬ。おわかりでしょうか。だからそういうふうに考えてみますと、あのような報告をされておるんなら、あれとつないで、御夫人が今日御主人が亡くなつたときにどれだけ苦しいだろう。大臣は失業は労働者にとつて死刑にも値することだ、こゝろおっしゃる。しかし、死刑もそうだけれども、死ぬといふことは、死んでいって後の家族といふものはどんなことになつておるか。国民年金であらうと何であらうと、いわゆる年金は半額しか奥さんはもらえない。こんなときにせめて中小企業、零細。先ほど言つた二十名以下の人が八〇%も入つておるところのお金でござい

ますから、とにかくこんな法律、第十條ぐらゐは取つ

かがでございますか。

○国務大臣(長谷川峻君) 片山委員のその熱心なお話、感銘いたしました。そのとおりひとつ審議会にかけましよう。

○片山基市君 大臣ありがとうございます。こんなことがない方がいいんですが、しかし、人間仏様になったりすると、ひとしおにすべての恩恵を越えて新しい家族の門出を祝いたいものです。どうか、そういう意味でお願いしたい。

私の時間はもう十二、三分過ぎてしまつて、同様に頼んで少し続けさせてもらっていますけれども、すぐに終わりますから御勘弁を賜りたいと思います。

通算制度を拡大し、通算するか否か労働者の自由意思による選択してもらいたい。当面は運用により事実上労働者が選択できるようにしては、先ほど申しましたように、どうしてもこの制度に比べて通算制度をいかに拡大できるかというところは、そういうような制度を受け入れる企業主がたかさんでいるかというところの關係であります。何も労働者がしたいと言つても、相手が、そういう制度を企業主がつくる意思がなかったり、そういう制度が魅力がなければなりません。先ほどから国庫補助の問題でいろいろなことを言っておるの、企業主がそういうことが中小企業の振興にもなる、こういうことから入つてもいいと思ふんです。そういう意味で、実は私の方は労働者の自由意思による選択、こういうような言い方をしておるんですが、労働省がそうだとするかどうかはわかりませんが、当面の運用としては事実上労働者が選択できるようにしてもらいたいというところについていかがなものでございましょうか。

○政府委員(東村金之助君) いろいろ申し上げて恐縮でございますが、今回、通算制度につきましては、従来、退職後一年以内に再び被共済者となつた場合に限定されているのを、それが短か過ぎるのではないかとこのことを考慮いたしまして二年

に延長したわけでございますが、さて、転職した先の方で退職金共済に入っていないと、通算と言つてもなかなか実効が上らないわけですが、そこでその問題をどうするかでございますが、これは先ほどから繰り返して恐縮でございますが、任意制度でございますので、一つ一つ労働者が行った先の事業場に追いかけていってそれを勧奨するというのがなかなかできにくいわけでございますから、私も、全体的に中小企業の事業主に対して中小企業退職金共済に入るようにというのを勧奨しているわけでございます。そのことによつて、一年を二年に延ばしたということとあわせて通算というものが実効性を上げられるのではないかと、かように考えております。

○片山基市君 まあ、大体このところが中退金事業団の人たちにとつても、省にとつても一番むずかしいところのようでありますが、何と、いって、私は、これからここを突破口にして、先ほどは国庫補助の問題について言いましたから大体それはそれでいけると思ふんです。いかに拡大していくのか、そしてその中小零細の諸君が国の力によつて抱えられておる、これでですね、やはり。大きいところを抱えようとして大臣ね、労働組合を相手にいろいろいふけれども、それはいいけれども、労働組合をつくれぬような人たちのことは労働省もつとやらなければなりませんよ、これは私の言ひ方をしたら、ですから、労働組合を監視したりなんかしろとは言つていませんよ。それはそれでほうっておいても目の中に入つてくるんですが、この人たちのことというのは、いま、ときどき審議会があつたり、ときどき陳情があつたりして、はあ、いいことを言うてそれで終わりになる。これでなくて、具体的にこの通算制度に於けるためには、事業主自身が、この中退金制度によつて中小企業が振興するんだ、こういうことにならなかならぬと思ふんです。そういう意味で、いわゆる資金の運用に当たつて、資金が中小企業の主及び中小企業の労働者に直接的にも役立つようにする、そのためには、中小企業金融三

機関に重点的に振り向けるとともに、中小企業振興資金、いわゆる労働者の生活・住宅資金の融資制度を設けるようにわれわれは考えてもらいたいと思ひます。いま申されておるのは給付の国からもらう金でしょう。今度は積み立てた金。あなたたちは、年に二十億円かその金の出しで、おから、その二百四十億円とか二百五十億円の集まってきた金を自由にできるという言い方をすれば、二十億円出したというところは、それは円滑にすることです。そのお金を金利の回りの高いところにやりなさいと言つておるんじゃないで、中小企業を振興させ、中小企業の労働者のためにこれはなつておるんだ、日常的にもなつておるし、いざというときにもなるんだ、こういうふうにしてあげることが、何回も言ひますけれども、二十人未満の零細企業にとつてはこれこそ国は温かい家ですよ、国家になりますよ、自分のおやじになりますよ、こういう形にならないで、金を取つてすぐに財政投融資だなんだといつて、いわゆる国の重要な施策に向けていく。国民金融公庫にもあるいは商工中金にもあるいは中小企業金融公庫にも金を出しておるよ、こうおっしゃるけれども、極端に言えば、それに直接向けていくと、それ以外の金はむしろほかの方に使つて、ここで集めたお金はすべてが中小企業の主にも労働者にも役に立っているんだ、こういうふうな資金運用については努力をされているんだと、それで足りない分は国が援助をするということにならなければならぬと思ふんですが、あなたたちの方が言うておるの、そんなこと言つたら利回りが問題になるじゃないかと、また、いわゆる利回りを考えなきゃいけないという二律背反のような話を委員会やそういうところでやつておるやうに記録にありましたけれども、それは考えてもらいたい、いかがでしょう。

○政府委員(東村金之助君) ただいまの中退金の資金運用の問題でございますが、これについてもいろいろの方面から御注文、御意見をいただいております。いま、最後に先生おっしゃいましたが、これは何と言ひましても退職金の給付の財源でございます。安全な運用を図つていかなければいけないという要請が一つございます。しかし、せっかく、その具体的な給付を行う前には、お金があるんだから、そのお金を何とか中小企業ないしは中小企業の労働者に還元できるようにすることができないのかという要請もござります。その辺のことはいろいろ法律にも規定されているところでございます。その法規の枠内において現在運用されております。ただいま御指摘ございましたように、商工中金債等の債券の購入を通じて中小企業の資金の充実に資しておるということ、さらには勤労者住宅等の福祉施設のために融資をしているというふうな仕事をしているわけでございます。なお、個人的に労働者に貸し付けるといふことは、これはなかなかむずかしい問題があるので現在行つておりませんが、そういう問題が現在のままでよろしいということをおわれれば考えております。さらうまい。冒頭申し上げましたような要請を踏まえ、要件を踏まえ、さらに資金運用がもう少し労働者のためにあるいは中小企業者のためにできるやうなことを、これも審議会等で前々から問題がござりまするので、その御意見を聞いてまいりたい、かように考えております。

○片山基市君 最後になりますが、いまの話は、資金運用については審議会の審議事項として十分に意見を反映して善処してもらいたいということについて申し上げました。最後の項ですが、短期及び長期の普及計画についてですが、その実施状況を審議会に報告をして、普及を容易にするための皆さんの御知恵をかりるやうにしていただきたいと思ふんですが、いかがでしょう。

○政府委員(東村金之助君) 確かに現在の加入状況をみると、これで十分とは言えませんが、さらにさらに普及させる必要があると思ひます。現在もいろいろの月間を設けたり、あるいは広報誌を使つたりしてPRに相努めておりますが、それで

も伸び方が十分とは言えませんが、現在中小企業退職金事業団ではいろいろ工夫を重ねまして、重点対象地区をつくったり、加入促進協議会をつくったりしながら知恵をしぼってやっているわけですが、この辺についてもせっかく御指摘ございましたし、皆さんの衆知を集めてPRあるいは普及促進ができればと考えておりますので、いろいろ検討してみたいと思います。

○片山嘉市君 重ねてですが、いま申しました短期及び長期の普及計画についてはやはり審議会をよく御相談をしていただけるかどうか、これは端的に答えていただきたい。

○政府委員(東村金之助君) 審議会にお諮りして、いろいろ御意見を聞いてまいりたいと思います。

○片山嘉市君 どうもありがとうございます。○浜本万三君 できるだけ片山委員と重複をしないようにお尋ねをしたいと思います。前段はちょっと席をはずしておりましたので、あるいはちょっと重複するかも知れませんが、お許しをいただきましたと思います。

まず最初にお尋ねをしたいと思いますのは、全体の日本の経済状態の中で、深刻な不況、物価高というものが進行しておるわけなんでありまして、そういう深刻な不況と物価高の影響というものを中小企業と労働者がもろに受ける、こういう事情があるというふうに思います。政府は最近物価抑制ということを経済政策の大きな柱にされまして、これまで政策を進めてこられて、この春闘は一五%以下でおさめるという方針がどうかわかりませんが、そういう気持ちで進められてまいりまして、低賃金の中で労働者が大きな犠牲を受ける結果になったと思います。一方、深刻な不況も一向に改善をされないで、まだなべ底の状態が続いているというふうに思います。そういう中で、不況が深刻になればなるほど大きな犠牲を受けるのが中小企業であり、そこで働いている労働者だというふうに思います。

全体の雇用関係あるいは解雇されて職場を失った者、そういう者の状態がどのようになっておるかというところをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) いまの問題を私として申し上げ得るのは、失業者の推移がどうなっているかということをもっとお答えしたいと思うのですが、総理府の統計局が実施しております労働力統計によりまして、昭和四十九年度の平均の完全失業者数は七十九万人でございます。それが四十九年八月以降十月までで七十万人前後で推移しておりますが、十二月に八十三万人、五十年一月に九十九万人、二月に百八万人、三月に百十二万人と、いわば二、三とはば横ばいの動きを示しております。かような数字に相なっております。

○浜本万三君 これは全体の数字だろうと思いますが、特にこの場合、中小企業の倒産とか中小企業の失業者というものはどうなっておりますか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(東村金之助君) 企業の倒産あるいは中小企業の失業者でございますが、これも東京商工リサーチという例の会社が調査を行っておりますが、四十九年度の総計で見ますと、一万一千七百三十八件、それから五十年三月で二千三百三十三件となっております。その資本金五百万円未満、つまり資本金の少ないところ及び個人企業の割合が七八・七%と多数を占めております。なお、失業者のうち、中小企業の失業者の割合については労働力調査等で調査が実施されておられませんので、正確には把握できませんが、労働省で一方実施しております雇用動向調査によりまして、中小企業の離職率は四十八年度では三十八人から九十九人の規模で二・三・九%、百人から二百九十九人の規模で二・一・九%、千人以上の規模で一・六・一%となっております。やはり中小企業の離職率がやや高くなっております。かような次第でございます。

○浜本万三君 そういうふう非常に中小企業の離職率が非常に高いというお話なんでございますが、これは将来の見通しを少し労働大臣に伺いたいと思うのですが、大体どういうふうな日本の経済状態を判断したらよろしいでしょうか。

○国務大臣(長谷川敏君) やっぱり全体的には高度成長というものがすっかり終わりました。安定成長一歩ももう一度」というわけにはいかない、

います。そういう中に、ただいまお話のありましたように、失業者の数が百二十万人、これはよその国に比較してまだいいとか悪いとかいう問題でなくして、そういう数字が出ておりますもので、この百二十万人の中には季節労働者――季節的なものが二十万人ぐらいついておるから、大体百万見当、こういうふうに入らるものであります。私はいま労働省の関係専門家の諸君に相談しているのですが、いままでは高度経済成長で人手が足りないからさあ君も働け、あなたも働けというところで、どんどんこんな就職場があったというところになりまして、人が経済につられ働いた、しかしながらさうさうさう変わりでございまして、今度はやっぱり人間を中心にして経済を運営する必要があるんじゃないかというふうな感じからして、雇用計画というものをこの辺で見直していく必要があるんじゃないか、これは経済企画庁なども考えていることでありますから、それに合わせながら私たちの方も人を中心にして経済を動かしていく方向が正しいんじゃないかろうかと思つて、いま研究させているわけでありまして。

○浜本万三君 そういうところで雇用庁構想というのが出たのかもわかりませんが、これはまたあと、いづれにお尋ねをしたいと思います。

本論に返ります。いまお話のように、中小企業が非常に犠牲が大きいということなんです。その倒産に犠牲が大きい中小企業の中で、社内預金とか退職金が未払いになるとか、社会保険が掛けられないとか失業保険がもらえないとか、いろいろな事例があるというふうに思いますが、退職金共済制度の加入企業でせうか掛け金をしておるのですから、退職をした場合には当然その掛金に応じて退職金の支払い適用を受けなければい

かぬと思いますが、退職金の適用状況というのはその中でどのようになっておるかということはおわかりませんか。

○政府委員(東村金之助君) これは具体的なまだ数値はないわけですが、したがって推計せざるを得ないのですが、まあ現在までのところ、退職金共済に加入している事業場についてはそのような厳しい景気後退の影響が出ていないような感じがいたします。具体的に申しますと、四十九年度中におけるこの制度からの脱退被共済者数は十九万四千六百九十七名でございます。四十八年、それから四十七年と大体同じ水準にございますので、特に急激にこの関係から脱退被共済者がふえたという感じは現在までのところはつかんでおりません。出ておりません。

○浜本万三君 ただ、労働省から出た資料を見ますと、四十九年十二月、それから五十年一月の月を見ますと、これはいづれも加入労働者数よりも脱退者数の方が労働者の数にいたしましてふえておるようになっていますので、この間の適用が相当増加しておるんじゃないかというふうに思つて伺つたわけなんです。そんなことはございせんか。

○政府委員(東村金之助君) ただいまお話ございましたように、私、四十九年度全体について申し上げたわけでございますが、被共済者の脱退だけの数字を追っていきますと月を追ってややふえきみであることは事実でございます。

○浜本万三君 いずれにいたしましても、そういうたしと、余り共済制度を適用された数というものは多くない、こういうふうな理解してよろしいんですか。

○政府委員(東村金之助君) 多くないと申し上げてよろしいかどうか、こういう加入をしているところだけに限った問題でございますので、何ともそれは申し上げられませんが、今後あるいは問題がさらに数字の上にあらわれてくるかどうかはわかりませんが、何せ中小企業の一割程度の労働者の問題でございますので、その辺の因果関係といひますか、影響の出方がストレートに出ていな

なかりうか、こういうふうに思っております。

○浜本万三君　その次にお尋ねをいたしたいと思

いますのは、先ほど片山委員の質問に對しまして、四十八年度の掛金納付年数別割合というのが御報告をされておるわけなんです、また先ほど私がお尋ねをした中でも、退職者に対する平均一人当たりの支給金額は約七万円弱と、こういうお話でございました。そして納付金の年数別割合を見ましても、五年未満というのが極端に言えば六〇%いるということなんです。したがって、退職者の勤続年数というのは恐らく三年程度ではないかということが推定されるわけでございます。こういうふうな中小企業の労働者の企業に対する定着率が非常に低いと、あるいはこの制度の活用が非常に少ないということは、せっかく制度があつても非常に問題だということに思ふわけでございます。したがって、中小企業の定着率をよくする方法などにつきまして、当然労働省は十分意を尽くさなければならぬと思いますが、その点につきましてはどういうふうな大臣お考えでございますか。

○國務大臣(長谷川峻君) やはり私は、いままでは高度経済成長でほとんど人が駆り出されたような姿、そういう中において中小企業の方々が賃金アップについても、率から言えば従来は一%、二%多かつたんです。しかし、こういうふうな時期になりますと、とてつもない、大きな組合が賃上げが前よりは少いと言つても取れるかも知らんが、中小企業の方はゼロであつたり、逆に解雇される姿でございます。でありますから、中小企業対策としては通産省があつたり、あるいはまた三機関が金融したりというふうなことでございしますが、いままで以上に中退金の問題もその一つでございますが、ある場合には先日の雇用保険法の中の給付金の問題等々というふうなことを見ましても、本当に人の面からの労働省が中小企業対策というものを経済官庁と違つ立場から真剣にひとつ考へていく必要がある、こういうふうな構えで、内部でいろいろいま勉強しているような姿であります。こういう中退金の法案が出てくる機会に、組合の指導者の皆さん方から中小企業の問

題について御熱心にひとつ御意見をいただきます。ということは私たちが非常に参考になる、こういうふうな思つております。

○浜本万三君 そういうふうな中小企業の対策を積極的にやつていただくことを私も期待をいたしたいというふうに思ひます。

それから加入状態が非常に悪いというのが先ほどの御答弁でもはっきりしておるわけなんです、確かに昭和四十四年から四十八年の五年間に百二十万から百四十二万というふうなわずかに二十万人の増加でございます。それから四十九年度はわずか六万人の増加でございます。しかも四十九年十二月と五十年一月に限りましては不況の影響があつて加入労働者数よりも脱退労働者数の方が多し、こういうふうな状態になっておるわけでありまして、審議会の答申でも加入の促進ということが要望されておるようでございますが、十月には大々的にやつていらつしやるというお話なんです、先ほど片山委員からも話ございましたように、積極的に加入促進の方法を講じてもらいたいということとを要望しておきたいというふうに思ひます。

それから先ほどの掛け捨て、掛け損に戻るわけなんですけれども、人員にして約八万人、それから金額にして約十二億円というものが掛け捨て、掛け損になる人員と金額ということになっておると思ふんです。ところが政府が行つております現在の制度と並行いたしまして、先ほど片山委員から話された特定の市ないしは商工会議所あたりでこれよりもいい条件の中小企業の退職金制度というものをどんどん進められておるといふふうに思ひます。私の出身が広島でございますので、広島県の商工会議所にそういうものがあるかというところを聞きまして、やはり制度として十分行つておるといふことがはっきりいたしました。私のところの商工会議所がやつておると、現在の制度ですね、改正以前の、これを比較をいたしますと、一年から五年までの間は商工会議所の方がいいわけです。たとえば五年の金額を比較

しますと、商工会議所の制度が七万七千六百十円、それから本制度が六万九千二百五十円、こういうふうな差があります。それから二十年になりますと少し政府の制度がよろしいようでございます。いずれにいたしましてもそういうふうなことにせつて政府がやつておる共済制度よりも自主的に地方の経済団体がやつておる制度がよろしいということになりますと、この制度を幾ら普及されましてもなかなか思うように成功しないというふうな思ひます。そういう点についてどのようにお考えになっていらつしやるでしょうか。これは特に労働大臣の方から御発言をいただきたいと思ひます。

○國務大臣(長谷川峻君) 直接適當なお答えができるかどうかわかりませんが、一割の中小企業者しか入っていないということを見ましても、PRは足りないというふうなこともありますが、私はほかの例でもそうですけれども、皆地方地方が当地の中小企業なりあるいは人をよけい働いてもらふというふうなことからして、それぞれおやりいたしていただくことはあえてこれだけじゃあらずして、ほかの問題でもたくさんあると思ふんです。そのときのニーズがそれぞれ異なる問題がたたくさんある。きのう私はたとえば岐阜県に参りましたね、あそこではどういふふうにして中学校、高等学校の卒業生を集めておるかという話を聞いてみまします。というところ「働きながら学校に」というスローガンを通じて「勉強しながら働く」と、でありますから、まず高等学校の学生を就職してもらふ場合には、現地に参つて、この大学とこの大学、三部の大学に入つてもらふというところでPTAを集めて満足にし、生徒諸君の就職もいし、定着率もいしというやつぱりそれぞれの地方のいい知恵が働いておるんじゃないだろうか。政府のやることで、安全であるということ、そしてこれが日本全体の一般的なものであるから一般的な味の薄さという

ものはあるだろうけれども、確実さと安心感というふうなものがここに生まれ、そしてそれをときどき皆さんの御審議に應じて、社会的な要請に應じてこれを變化させて続けていくところ、色をつけていく大事な問題があるんじゃないかと、こう思つております。

○浜本万三君 ちょっと私がいま申し上げました資料に間違いがございますので訂正しますと、広島県の商工会議所がやつておるのは二十五年から国の制度の方がよくなつておるといふことです。二十年の場合には国の制度の場合には五十一万八千七百四十円、それから商工会議所の場合は五十五万二千五百十円というふうな退職金がやつぱり多いわけでございます。そういうふうな訂正をしておきたいというふうに思ひます。

それからもう一つ特徴がございますのは、掛け捨て、掛け損がないということでございます。たとえば一年の場合には退職一時金として千円の月掛けをしておる場合には一万二千円の退職一時金が支払われる。二年の場合には二万四千七百二十円退職一時金が支払われるというふうなことになるわけでございます。したがって、せっかく国の方がいい制度をつくつて、これを中小企業に普及をいたしまして、制度の目的を達成しようといふふうにお考えの場合には、地方で行つておる制度よりもさらにいいものをつくつていかなきゃならぬというふうな思つておるわけでございます。したがって、たとえば掛け捨て、掛け損の問題でありますとか、退職金のカーブの問題でありますとか、政府の補助金の問題でありますとか、こういうものに対して積極的に温かい手を差し伸べていかなければならぬというふうな思ひます。したがって、私は再度これは大臣にお尋ねするのですが、掛け捨て、掛け損をどのようにしてもう少し前進した方向に直していくか、先ほどは早急に審議会にかけて協議をいたしますというところでございましたが、これは審議会にかけて本当に早急に改善をするようにしてもらいたい。

ほどの趣旨に沿ってもう少し前進をさせるようにしてもらいたいというところをお願いしておきたいと思いますが、どうでしょうか、御答弁いただけますか。

○國務大臣(長谷川峻) こうした御審議いただく中に皆さん方からお話のあるように、やっぱり半歩あるいは一歩前進の姿というのは、お認めいただきながら御審議いただいていると思えます。そして、それぞれの地方でそれぞれの工夫でやっていることも非常に参考になります。また、そういう力のない地方はやれないでいるわけでございます。そういうことからしますと、それぞれ地方でやっていることなども参考にし、こういうところから出る御議論なども将来の指針として審議会等々に勉強していただく、こういう形こそが望ましいんじゃないかなと思うっております。

○浜本万三君 早急にひとつ審議会を本場に早く開催していただきまして、抜本的にも一回ひとつやり直していただくように検討いただくことを重ねて要望したいと思います。

退職金のカーブを直すということになりますと、やっぱり今度の改正案を中心にもう少しお尋ねをしなきゃならぬと思いますので、まず最初に、大企業の退職金の実情がどうなっているかということをお尋ねしたいと思うんですが、これは千人以上を大企業にひとつ考えていただきまして、できれば学歴別にお答えをいただきたいと思えます。

○政府委員(東村金之助君) 先生のいまのお話の大企業について申し上げますと、これは中労委の調査でございます。四十八年の調査でございますが、中卒、高卒それぞれ自己都合をとって申し上げますと、中卒は五年で九万四千円、それから高卒が十三万一千円、それから十年で中卒が三万六千円、それから高卒が十一万七千円、失礼いたしました。十年で中卒が三万六千円、高卒が四万六千七百円、二十年中卒が百七十九万三千円、高卒が二百三十四万九千円、三十年で中卒が四百四十九万一千

円、高卒が六百三十五万四千円と、かような数字になっております。

○浜本万三君 今度四百円を八百円に改正をされておるんですが、四百円を八百円にされた理由と、このほどこにあるんでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) それは五年前と五年後と改正を行ったわけでございますが、一般の賃金水準、一般の退職金の水準等を勘案してそのような引き上げを行ったと、こういうふうに御理解願いたいと思えます。

○浜本万三君 一般という意味はどういう意味でしょうか。

○政府委員(東村金之助君) 主として中小企業における一般の民間で行われている退職金の状況と、こういう意味であります。

○浜本万三君 改正の趣旨によりまして、趣旨の一つに大企業との格差を縮小するということの意味も加わっているように思いますが、たとえばいまの局長の試算によりまして、これで大企業との格差がどの程度縮まるようになるという推測をされておるのでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) ただいま大企業の数字について申し上げましたが、今回改正をされる、それぞれ掛金それから給付額が上がってまいるわけでございますが、民間の場合には、一般の場合には中卒であるとか自己都合であるとか学歴とか、その退職の事由等によっていろいろ退職金の規定が違いますが、一概には比較できにくいわけでございますが、仮に二千万、五千万というような掛金があった場合に例を申し上げますと、五年で、二千万の場合を申し上げますと、五年で十四万二千円、十年で三十八万二千円、それから二十年で百十万五千円、三十年で二百三十七万五千円と、かように相なるわけでございます。これを仮に今度は五千万でとってみると、五年で三十四万九千円、十年で九十三万一千円、二十年で二百六十九万二千円、三十年で五百七十八万六千円というふうになりますので、先ほど申し上げました千人以上の企業のところの格差といえます

か、水準については、かなり是正はされてくるものと考えます。

○浜本万三君 いまのはとらぬタスキの皮算用でございまして、なつたらという話なんですか、するしなきゃならぬというように思いますが、するたためには役所のやっぱり指導ということが必要だというふうに思えます。この制度が改正されました、早く金額を倍にするならするようないや、そういう指導をしていかなきゃならぬと思うんですが、任意だということでは逃げられちゃいけないんですけれども、そういう手立てで金額を早急に改善しても、その点の指導方針について伺いたいと思えます。

○政府委員(東村金之助君) これからの退職金の問題については二つございまして、一つはいま先生おっしゃいましたように現在掛金を掛けている、つまり加入している事業主が掛金を増額するということが、一つはこの制度自身を広げるということがございまして、前者について掛金を増額するという点については、最低額が引き上げられたので、その最低額について早くその引き上げられた金額の方に持つてくるようにすると、そのために先ほど来申し上げておりますような掛け捨て、掛け損の問題がそこで一つの魅力になって、個々の新しい切りかえの際の一つのはずみになるんではないだろうかというふうに考えるわけでございまして、いずれにいたしましても、第一、第二の二つの問題について、さらに事業団等を中心としながらPRに努めるわけでございますが、そのやり方等については、先ほどお話し申し上げましたように審議会等におけるお知恵も拝借してまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 せっかくこの掛金を倍額にするという考え方の制度ができて上がるわけでありまして、先ほど仰せになりましたように審議会の議を経ることも必要でございまして、その前にやっぱり労働者として、こういう案で積極的に金額を上げさせるように、金をふやせるようにするんだという案を早急に立ててもらいたいということをお願いしておきたいと思えます。

次は、資金運用の問題についてお尋ねをしたいと思えます。まず資金の残高は先ほどのお話でわかりました。運用がどうなっているかという点について、もう一回ひとつお尋ねしたいと思えますが、どんなになっておるんでしょうか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 昭和五十年三月末現在の資金の運用の状況でございますが、いわゆる金融債といいますが、先ほど局長が申し上げました商工債を中心とした金融債が全体の七〇・三%、内訳を申し上げますと、商工債が九百三十一億円、不動産債が百九十六億円、それから興銀債が三十三億円、長銀債が五億円でございます。それから政府保証債が――政府保証債はこれは中身は先ほど局長が申し上げましたとおり中小企業債でございますが、これが百二億円でございます。

それから他経理貸し付けということになっておりますが、これはいわゆる融資ですが、この中退が直接行っております融資でございますが、これが百十八億円でございます。

それから安全性といいますが、というような問題で、資金運用部に一定割合を預託するということになっておりまして、それが二百二十五億円というところでございまして、その他投資不動産七億円、それから一時的な預け金が三十九億円、合計いたしますと先ほど申し上げました千六百五十六億円ということになっております。

○浜本万三君 資金運用については、常にこの種問題では問題になるんですが、先ほどお話を伺いますと金融債が約七〇%、それからこの資金運用部の預託が二百二十億円で、約一三%というふうな思えます。それに対して中小企業関係に対するこの資金運用がわずかに百二億円であるということとを考えると、中小企業の経営者が出した資金をみずから運用できるものがわずかに六・七%というふうになると思うんですが、これは余りにも低い点ではないかというふうに思われますが、その点はいかがでしょうか。

○政府委員(水谷剛蔵君) ちょっと私の説明があるいは足りなかったかと思いますが、私が申し上げました商工中金の債券九百三十一億円を、言うなれば中小企業、そのための商工中金でございすので、これも中小企業向けのものというところに相なるわけでございす。中小企業金融公庫と特に申し上げましたのは、政府保証債百二億円の申身を申し上げる意味で、中小企業金融公庫の債券を購入しているという趣旨で申し上げたわけでございす。それから他経理貸付金で百十八億円というのも、これも中小企業に対する代理貸し、いづれにしても中小企業、そういう金融機関を通さないで、中小企業に対する貸し付けでございすので、これも中小企業向けに使われているということになろうかと思ひます。したがって、これらを合わせますと、それらを全体合わせて七割をやや上回る程度といひますか、その程度に相なるかと思ひます。

○浜本万三君 資金運用の利率は大体どのぐらいになっておるのでしようか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 全体を平均いたしますと約七%強といひますか、七・数%に相なります。○浜本万三君 そういふお話を伺ひまして、非常に私感するんですけれども、先ほどのお話を伺ひまして、資金運用部に預託をするとかいうように、中小企業に使われておる資金というのは非常に少ないといふことをやはりどうしてもこれは私試するわけにいきません。したがって、資金運用の問題につきましては、今後審議会の審議事項にもうきちんとしていただきまして、十分審議会の意見を尊重していただき、中小企業にたくさん資金が利用できるような、そういう方途をとっていただくことを要望したいと思ひわけでございます。

それからもう一つ、中小企業に対する福祉貸し付け制度というものが、先ほど報告をされたんですけれども、この貸し付け制度を見ますと、他の年金とか雇用事業団の貸し付け制度に比べると条件が非常に悪いように思ひわけです。もちろん退

職金という特殊な資金を運用するわけでありますから、非常に慎重になさっておるというところはわかるんですけれども、いづれにしても借りる立場から言えば、制度としてやっぱり少し落ちているというふうに、劣っておるというふうに思ひます。たとえば中退金事業団の場合を見ますと事業主が二千万円、団体が五千万円を限度にして、利率が八・二%で一年据え置いて十年以内に返済と、償還と、こういうふうになっております。それから雇用促進事業団や年金事業団の場合には事業主が三千万円、団体の場合には五千万円、これは雇用促進事業団の場合でございす。利率が八・二%、償還は十八年ないし三十年、年金は実質九〇%を八・二で十八年ないし三十年で償還すると、こういうことになっておりますので、多少条件が劣つておるんじゃないかと思ひますが、なぜこういうふうになる他の条件よりも悪くしなければいけないのか、私は少なくとも他の条件と同じようにしてもらいたいという希望があるんですが、いかがでしようか。

○政府委員(水谷剛蔵君) 先生御承知のとおり、この制度による貸し付けといひますか、その目的は、言うならば一種の還元融資的な性格のものでございす。それから、この融資は、何といひますか、できるだけこの金は効率的に運用しなければいけないといひますか、そういうような制度の趣旨といひますか、それらもございまして、一般の政府の財投の融資といひますか、それらに比べますと利率とか条件等について必ずしも整合性が保たれていないといひますか、そういう点があるわけでございます。確かに利率の点につきましては、当初始めたころはこちらの方がかなり高かったわけでございます。最初に始めたころは退職金共済の方が八・五%ぐらいのときにほかが六・五%とかいうようなことでかなり開きがあったわけでございますが、その後、こちらの方もできるだけ、何といひますか、許す範囲で合わせたいといふことで、現在では一般の、たとえば雇用促進融資が八%に対してこちらが八・二%といひ

ますか、その程度で、できるだけ努力をして接近をしてきているというふうな状況でございす。それから貸し出しの限度率につきましては、これもこちらの方ではできるだけ、何といひますか、先ほど先生も言われましたように七割というのがございす。こちらの方は実際に新築、購入等に要する資金の額を基礎にして七割としておるといふことでございまして、通常はその標準建設費だとかあるいはそういうような基準率等によるのが普通の政府関係の融資でございす。そうではなくて、実際の——実勢価格といひますと、なかなかむずかしい問題がございすけれども、実際の価格によつておるといふことによつて実際上はできるだけ実態に合はせているといひますか、便宜を図つておるといひますか、そういうようなことになつておるわけでございます。

○浜本万三君 還元融資ということになれば、厚生年金もやっぱり還元融資で転貸しておるわけなんでしょうから、したがって、そういう考え方から言えば八・二%が八%になつても私は差し支えないんじゃないかといふふうに思ひわけです。ですが、やっぱり退職金の積立金の運用といふことでありますから、貸し付け率、貸付資金の枠といふものは十分抑えておいて利率の問題についてはやはりもう少し検討してもらいたいといふふうに思ひます。大臣いかがでしようか。

○政府委員(東村金之助君) いまの御指摘がございす。確かに現在では高いわけですが、その理由をやはり一言申し上げた方がよいと思ひます。この融資制度の利率が高くなつてゐるのは二、三理由がございす。それはこの融資の資金を給付経理から借りているため給付経理に対し年六・二五%の利息を支払ふことになつてゐること。それからこの融資業務に当たる事業団の経費は自前でまかなふことになつてゐること。それからこの融資業務の一部を委託してゐる金融機関に対し委託手数料を払ふ必要があらぬこと。——等々の理由によつて高くなつてゐるわけでございます。しかし、ほかでもいろいろ工夫してやつてゐるでは

ないかと言われることもございす。それで、最後に御指摘ございましたように、審議会等に諮つて検討してまいりたいと、かように考えております。

○浜本万三君 次は、二十五条の例の差別禁止の条項の問題なんぞございす。これは片山委員の方からもお尋ねがあったと思ひますので簡単にお尋ねしたいと思ひます。

労働者の責任で退職をした場合といふことにつきましてはすでにお話ございましたんですが、その場合に、いままでの例から言えば一年二、三件で非常に該当事数が少ないと、しかも、これは知事の認定といふことがあるのでそんな心配はないんじゃないかといふお話がございました。私どもは、私どもの気持ちから申しますと、やはり最近、労働者の責任でという、その責任の範囲というのが非常に広く使用者に解釈をされておるんです。そういう点のないように厳密に御指導をいただきたいといふことをまず第一に要望しておきたいといふふうに思ひます。

それから通算条項ですが、私はこれは中小企業の実態から言えば、かわつて参りました企業に、この制度に加盟しておるいは別にいたしまして、要するに通算する制度をつくられたといふことは一歩前進であるといふように評価をしておるわけでございます。したがって、これもぜひひとつ、範囲の拡大をいたしましてこの実効が確保できるように配慮をいただきたいといふことをこれも要望しておきたいと思ひます。

次は、五年ごとに金額の再検討をするといふことになつておるんですが、これも片山委員からお話ございましたように実情に合わないんじゃないかと、確かに、五十年は一四%程度の賃上げでございまして、前二年は合計いたしますと五三%ほど賃金が上がつておるんです。五年といふのは現在の実情に合わないといふふうに考えた方が正しいんじゃないかといふように思ひますが、この点についてさらに改善をする考え方はないか、お尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(長谷川峻君) いま段々お話のあつた

のは、いろいろ将来の問題として参考にしたいと思ひます。

掛金の五年の問題が出ましたけれども、これは実情にそぐわないと、先ほど片山さんにもお答えしましたように、そういう事態が生じた場合には必要に応じて審議会の方に諮りましてやってみたいと、こう思っております。いずれにいたしましても、こういう大事な問題でございまして、今後の問題につきましては審議会に、今後行なうこととなっておりますので、基本的な検討にいろいろ待つものがある、こういうふうな考え方でやってみようと思ひます。

○浜本万三君 次は国の補助金の問題なんです、労働省からいただいた資料を見ますと、五十年年度予算額によりまして二十億九千万円、そのうち、給付に対する補助額が三億七千万円というふうになっておると思ひます。先ほどお話ございましたように、この制度を充実させる一つの柱は国の補助金の増額ということになると思ひますので、なお一層国の補助金を増額されるように要望をしておきたいと思ひます。

それから、これを見ますと、結局、給付の補助が三億七千万円で、残り約十七億円はしたがって事務費に対する補助額ということになるわけですね。極端に言えば、三億七千万円の仕事をすること、十七億円の事務の補助をするということは、極端に言えば、役所の天下り組織をつくることにしかならぬじゃないかと、先ほど言いましたように、この制度が十分その目的を達成してないということになりますと、そういうものを必ずしもないことにはないと思ひつゝ、私に必要ありません。そういう意味で、積極的に補助額の増額を要望したいというふうに思ひます。これもひとつ大臣の方からお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(長谷川峻君) 先ほどからおっしゃる通りに、やっぱり中小企業の振興ということは大事なことでございまして、補助額は思ったとおりことしは取れませんが、いまのような趣

旨で前向きな努力をしてみよう、こう思っております。

○浜本万三君 最後に御質問するのですが、これはまあ使用者が任意に掛けるということなんで、労働者がお金を掛けていないので、責任がないと言われればそれまでのものだと思うのですが、しかし退職金と名がつく限り、これは労働条件の重要な基本的な部門になるというふうに私は思ひますので、そういう立場でひとつお尋ねをするのですが、確かに国の指導によりまして、中小企業退職金制度のパンフレットの中には「〇〇会社退職金規程」というものをつくるような形があるわけなんです。この最後の方には「この規定は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することがある」と、こういうふうな労働者の参加が認められているような規程があるわけなんです。先ほどお話がございましたように、この普及が徹底しないという意味はどこにあるかという労働者が十分知らないから、つまり積極的に参加の道が開けていないから、結果においてはこういう結果になっておるというふうに私は思ひます。そこで、労働者の重要な労働条件の一つであるとするならば、労働者が積極的に参加をする道を開く必要があると思ひます。そういう立場でこのひな形の規程の中に、できれば労働時間等労働者の意見を聞くように、たとえば一年に一回とか、あるいは二年に一回とか、必ず労働者の意見を聞いて、協議をしなければならぬような制度を指導することができないかというふうに思ひますが、この点いかがでしょうか。

○政府委員(東村金之助君) このパンフレットそのものについては、もう少し検討してみなければならぬところではあると思いますが、おっしゃるのとおり労働条件、これは退職金の問題も重要な労働条件でございますから、こういう労働条件を決める際あるいは改正する際、いろいろ労働者の組合があればもちろん組合でございしますが、組合がない場合にはその代表者の意見を聞くという

う、そういう形でやっていかなければならぬというところはわれわれも基本的な問題として考えております。ただ、この中退制度あるいは退職金制度についてどうするかという点については、もう少し技術的な問題にかかわるような問題がございします。少しく検討させていただきたいと思ひます。

○浜本万三君 要望しますけれども、やはりせめて最小限労働時間その他の取り決めに当たって、この労働者の意見を聞くというふうな、ある程度期限を切らないと問題があるというふうに思ひます。つまりこれでいきますと無期限になりますし、ある程度やはり一年に一回か二年に一回かは労働者の意見を聞いて、労働者が、ああそういうものがあつたかと、それについてこういう意見を持っていますから使用者の方もひとつ金額を上げてくださうというふうな言えるような、そういう条件をつくってほしいというのが私の希望なんです。そういうひな形をつくっていただきたいと思います。そのことを重ねて要望したいと思ひます。もう一回ひとつ答弁してください。

○政府委員(東村金之助君) いまの労働時間や何か等も触れてまいりますと、あるいはまた退職金そのものになりますとこれは、就業規則の一環とすることになってまいりまして、就業規則につきましても御承知のとおり先ほど申し上げましたような形で、労働者の代表ないしは労働組合の意見を聞くことになっております。そういう中でこの問題も処理していったらいいんじゃないかと思ひますが、それは一年に一回とかいうことじゃなくて、就業規則は改正するたびに、それが一年以内であればその都度聞かなければいけないので、そういうふうな問題との関係もあると思ひます。どういふ形でひな形をつくるかあるいはそれがどういふ性格のものにするか、その辺、技術的なことについてはちょっと検討させていただきたいと思ひます。

○浜本万三君 中小企業二十人程度のところで就業規則をそんなに変えるということを使用者が出

してくることはないのです。まずないので、まずないというところはほとんどないということなのです。よほどのことがない限り、したがって私はこういうものだという労働者の皆さんに対して啓発をするという、あるいは知らせるといふ意味において、できるだけ短期間に協議に参画するような制度をつくらなければならぬというのを言っているわけなんです。条件をよくするためには、ですから、そういう意味のことを私が申し上げておるので、そういう点を含んでいただきまして検討してもらいたいということを最後に要望して、二分ほど延びましたが、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(村田秀三君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時四十二分開会

○委員長(村田秀三君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、藤原房雄君が委員を辞任され、柏原ヤス君がその補欠として選任されました。

○委員長(村田秀三君) 午前に引き続き、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○小平芳平君 中小企業の退職金に入ります前に、中小企業の置かれている現状につきまして、三〇三〇年、また意見も申し上げたいと思ひます。婦人少年局が最近発表された「労働災害遺族の生活実態に関する調査」、これによりまして婦人少年局のねらいとしましては、ずっと項目を、こういうねらいでこの調査を行ったということが書いてありますが、この調査結果から考えた中小企業の問題点、特に中小企業の労働者という

観点から見た場合に、この調査結果についてどういふことが言えるかという点をお尋ねしたい。

○政府委員(森山調子君) 「労働災害遺族の生活実態に関する調査」の結果によりますと、これは昭和四十七年中に労働災害により死亡した労働者の家族の生活現状及びその死亡による生活の変化の実態を調べるといふ趣旨で行ったものでございまして、この調査によりますと、夫の勤務いたした事業所の規模は、二十九人以下という中小零細企業と言われるものが四四・二%ございまして、三十人から九十九人という規模のものは三二%ということで、百人未満の事業所に勤めておりました夫、それが亡くなったという家庭のものが七六・二%に及んでいるわけでございます。中小企業の勤労者であったその遺族のものが非常に多くの部分を占めているということが言えるわけでございます。

遺族のその後の生活につきまして、簡単にこの結果から御紹介いたしてみますと、世帯の平均の家族数は三・四人でございまして、十八歳未満の子供を持つている世帯が七割を超えております。残された妻が現在就労しているというものが七割を超えておりますが、これらの半数以上が夫が死亡後就労したものでございまして、就労している形態は、雇用者が六割を占めておりまして、あと内職、自営業等が三割ぐらいございまして、

家庭の経済の状態を見てみますと、夫の死亡によりまして当時七割の世帯が非常な影響を受けておりまして、生活を切り詰めたたり、妻や家族が働いたというところで切り抜けたものが多くなっております。

それから、夫の死亡によりまして一時的な収入の平均総額、これは労災からの給付その他いろいろなものを合せての額でございまして、平均いたしまして約四百二十九万円ということになっております。

妻の意識などを見ますと、ほぼ全員が夫の死亡によって非常に困ったことやつらいことがあった

と答えておりますが、その内容といたしましては、家計のやりくりあるいは子供の教育等について非常に悩んだということや言っているわけでございます。そして、中小企業に非常に偏っておりますこれらの遺族の実態について非常にいろいろな問題が浮き彫りにされているというふうに感じているわけでございます。

○小平芳平君 ただいまのお話のように、労働災害の調査をしましてみたところが、夫が勤務していた事業所は従業員数百人未満のいわゆる中小零細企業が、九十九人以下で七六・二%と三分の二以上の方は百人未満の事業所で労働災害を受け亡くなったということでございますが、これは労働省全体の問題として取り組むべき問題じゃありませんか、これ、どう対処されますか。

○政府委員(東村金之助君) 御指摘のように中小企業で働いている夫を失った遺族、未亡人の方の生活はいろいろな問題があるというところはこの調査でも出てまいります。特に中小企業で夫が働いていたこと自体が労働条件が悪い。さらに、亡くなった後その妻の方がまた中小企業で働くということになりますと、いざにいたしても中小企業の労働条件の問題あるいは福祉の問題等々についてはさらに全体的に努力しなければいけません。特に関連してまいりますのは遺族補償の問題等があると思ひますが、そういう問題についても、この調査に出ているようにいろいろ問題がありますので、まあ後はどしどし上げて結構でございますが、補償の充実を図っていききたい、かような姿勢であります。

○小平芳平君 その遺族補償あるいは退職金にいく前の問題としまして、まずこの百人未満の事業所で七六・二%という高率の犠牲者を出しているというこの事実につきまして、早急にとるべき対策がなくてはならないじゃないかということをお尋ねしているんですが……

○政府委員(東村金之助君) 夫がそういう中小企業で働いているという場合の中小企業における災害の問題でございますが、おっしゃるとおり大企業等におきましては最近災害の発生率はかなり改善されております。ところが中小企業、特に零細企業になりますとその発生率たるや大企業に比較いたしまして何倍というまだ高い発生率を見ております。

そこで、労働災害の防止に努めなければならないということ、私どもとしては特に中小零細企業の製造業、さらには危険有害な仕事に従っている屋外労働者、こういうところに重点を置きながら災害の防止について、まあ一口に申し上げるわけにはいきませんが、もろもろの科学的ないしはきめの細かい施策を展開する、ここに重点を置いてやっています。かように考えております。

○小平芳平君 一々申し上げるわけにはいかないけれども、もろもろの施策をやるといふことですが、少しでもこういう方法をとってこうしたい、こうしたい、そうしてこの報告に対しては、もっとも活用していかなくてはこうした調査をする意味がなくなってしまうわけですから……

第一の問題点としては、なぜそういう労働災害が多いか、その多い労働災害をいかにして減らしていくか、なすという点ではなかなかかもしませんが、そういう点をひとつ強く推進していただきたい。業種別に言いますと、建設業、製造業というふうになっておりますが、特にそうすると、今度は中小零細企業の建設業という辺におのずかしぼられてくるわけですから、そういう点ひとつ重点的に安全確保のための行政を進めていただきたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) 現在亡くなっている方が減りつつはございますが、まだ年間四千人を超えております。その四千人の中で建設業に働いている人の死亡事故というのがかなり四割を超えるような数字になっております。そしてまた、その建設業の中でも零細企業の方の死亡が多いということがわかっております。

で、私どもは建設業については労働災害の中の最重点事項として災害防止活動を進めております

が、建設業の特殊性といいますが、大企業の下請、あるいは構内下請というような形で大企業と関連しながら仕事をしている面がいろいろございまして、そこで、そういう零細企業の災害を減らすには、何と言つてもワンセットで、大企業と中小企業の、あるいは零細企業の下請労働者をワンセットで把握して問題を進めていかなければいけないというので、それぞれそういう現場に対して大企業、中小企業を一つにした組織等をつくりながら労働災害の防止に努めているところでございます。

一つつけ加えますと、そういう労働災害がどういふ原因で起こっているか。最近ではいろいろな大きな機械を使ったり、大きな道具を使って仕事をしておりますので、そういう面から労働災害が起ることもございまして、それよりもごく初歩的なといひますが、在来、のミス、また繰り返すというような形で災害が起っている。墜落をする、あるいは物にぶつかって亡くなるとかという災害がまだまだ後を断ちません。そうなりますと、やはりこれは教育の問題にもなっております。そのように大企業ないしは経営者の自覚、労働者の教育等を軸にしたが、ただいま申し上げましたように最重点として労働災害の防止に努めているところでございます。

○小平芳平君 労働大臣、どうも官庁のやり方はいろんな積み上げの上に動いていきますので、だんだん減らしていくという行き方でしょう。しかし、こうした建設業の中でも中小零細の建設業というふうにしぼられてくるというのですから、ひとつ大胆な——じゃどうするか、私どもわかれかねるんですけれども、どういふふうにしたらいいかというのをですね、いままでどうだったからこのところを少しつけ足してこう改善しようというところはそれとしまして、この災害をなくしようというひとつきわめて積極的な姿勢と運動と行動を起こしていただきたいと思います。

○国務大臣(長谷川敏君) 私もこれをずっと読んでおりまして、二十四ページを見ますというところ、

こういう夫を亡くした御婦人方が何を一言言っているか。労働災害防止についての意見でございす。それはやっぱり「作業環境の整備」が四二・二%、「安全教育の徹底」が二八・二%、こういうふうにお聞きが自分の主人の亡くなったのをきつかけにしてその原因を追求しているわけでありまして、私はこういう生きた数字というものを本当に大事にしなから、働いている皆さんの教育はもちろんのこと、経営者の方々、あるいはまた働いている御主人の奥さん、こういう方々にも何かPRできるように、まさに先生のおっしゃる通りに、ただ積み上げにあらずして、こういう大事な意見というものを婦人少年局とでも相談しまして何か大きくPRして、出さないことが一番大事であります。とかく人間というのはすぐなれっことになりまして、石油危機のときは自動車事故が大部分になりました。しかし最近ではふえてきているという数字などを聞くにいたしまして、忘れてたところにやってくる災害に対しては、こういう一つの機会にPRして積極的な啓蒙なり協力を行うことが大事じゃなからうか、さように考えているものであります。

○小平芳平君 次に、就労された場合、先ほどの婦人少年局長のお話にもありましたように、夫が死亡されたあと、妻は多くの方が、遺族の方が勤めに出ていかれていくことがこの調査でもあらわれております。で、この勤めに行くということがまた大変なことだと思ふのです。小さい子供さんを抱えていらつしやるとか、あるいは家族のめんどうを見なくてはならないとか、こうした突然に労働災害で御主人を亡くした、残された奥さんが何とか生活していくためには勤めに行かなくてはならない、行かざるを得ないということがまた大変なことだと思ふのです。その辺について労働省としてはどういう援助をなさっておられますかお尋ねしたい。

○政府委員(森山真弓君) 婦人少年局におきましては、一般に婦人の職業及び生活全般についての相談に応じます特別協働員という制度がございまして、特別協働員という名前の民間の有志の方が百三十八人全国の婦人少年室に配置されております。この特別協働員が週二回相談業務を行っております。これらのお話の対象になっておりますような、突然生活のために働かなければならなくなつた、従来の経験もなし、非常にどうしていいかわからないという方々のために大変きめの細かい相談をしているわけでございす。さらに、婦人の就労の円滑化ということを図りますために、婦人少年局といたしましては、職業訓練を奨励いたしました。特に短期職業講習と申しまして、比較的短期で特殊な技能を習得いたします講習会を婦人少年局の手によりまして実施いたしております。それらの方々によりまして職業能力の開発向上ということに努めております。

そのほか、家庭を持つて、あるいは小さい子供を家に置いて働かなければならない婦人の方のために雇用促進融資によりまして企業内託児施設の整備ですとか、あるいは児童の学習及び遊びの場を備えました勤労婦人センターなど福祉施設の設置に努めております。

以上のような施策を通じまして婦人の就労の円滑化ということに努めているわけでございす。また、内職に関しましては、家内労働法によりまして委託条件の明確化、あるいは最低賃金の設定等の推進と一緒に、都道府県の内職相談センターというのを婦人少年局の所管によりまして運営いたしておりますが、それを中心に内職についての相談、あつせんなどをいたしているわけでございす。

○小平芳平君 まあ、婦人少年局としてはそういうふうな努力をしているということですが、この今回の調査を見ますと、第十五表、九ページ、「夫死亡後に就職した妻の就職経路」——「親せき・知人のせいで」が六〇・四%、大部分です。親せき・知人のせいで、これが大部分。「公共職業安定所」で、これはわずか三・五%というようにな点は職業安定所の機能が働かないのか、それとも突然に夫を失つたという特殊事情でこういうことになるといふことはやむを得ないというふうに考えられますか、いかがですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 労働災害あるいは交通事故で働き手を亡くされた奥さん方が働きに出なければならぬ、こういう方々に對しましては最近のような雇用情勢がきわめて深刻な状態の中ではなかなか大変なことではございすけれども、こういう方々のために最近におきましては、いろいろ積極的な制度上の援助の手を差し伸べるべきだ、こういう御意見もございまして、実は、昨年成立いたしました雇用保険法の雇用改善事業の中で、こういった遺児を抱えた寡婦、いわゆる母子家庭の對象になるような方々に對しましては、中・高年と同じような形で雇用奨励金制度というものを通じて四月一日から設けました。こういう人たちが何がしかでもこういう雇用情勢の厳しい中でも中・高年の人たちと同じように積極的に雇用の場を確保できるような手を差し伸べることにいたしましたわけでございす。ただいま御指摘になりましたような数字から申しますと、確かに安定所紹介で就職した人たちは少なくて少のうございす。これは、こういった交通事故あるいは労働災害等で急にいままで家庭におられた奥さん方が働けるケースもいままでは少なかったようございす。私も、この四月一日からこういった雇用保険が全面適用になりました機会に、こういう制度を積極的に活用することによりまして、こういった寡婦の方々の就職の場の確保に努力をいたしてまいりたい、かように考えている次第であります。

○小平芳平君 したがいまして、この調査の時点では公共職業安定所を経由した者はきわめて少ない。けれども四月一日から雇用保険法による寡婦等雇用奨励金ですか、こうした制度によつても安定所を通して行く人が多くなるということが言えますか。

○政府委員(遠藤政夫君) 実はもう一つございまして、三月末まで施行されておりました失業保険法によりましていわゆる失業保険金の給付事務、これが非常にまた複雑と申しますか、大部分の安定所におきます業務の相当部分を占めております。これを先般来御審議の過程でいろいろ批判がございましたように、安定所の機能の中でいわゆる給付事務をできるだけ簡素化し、効率化することによりまして、いわゆる職業相談、指導、職業紹介、あつせん、こういった業務にできるだけウェイトを移すような方途を四月以降講じてまいつたわけでございす。したがいまして、こういった単に失業した人たちに對しまして失業給付を行うという事務をできるだけ簡素化、合理化することによりまして、その余力をこういった就職の困難な方々の再就職あつせん、職場の確保に振り向けることにいたしましたことによりまして、こういった御指摘の点を十分今後御期待に沿えるようにやつてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○小平芳平君 それはちょっと別の問題としまして、これを局長、簡単に説明したらどういうことになりまして、寡婦等雇用奨励金。

○政府委員(遠藤政夫君) ただいま御指摘になりましたような労働災害あるいは交通事故、こういった事故によりまして働き手を亡くされた奥さん方が就職をされます場合に、公共職業安定所の紹介によつて就職された方につきましては月額九千円の雇用奨励金が一年間支給される、こういうことによりまして雇入れ側の事業主の理解も深めると同時にできるだけ雇入れやすくする、同じ雇うならばそういった人たちを雇った方が企業にとつても有利である、こういう奨励制度をつくることによりましてこうした人たちの職場の拡大を図つていく、こういう制度でございす。

○小平芳平君 ですから、月額九千円、一カ年で安定所においても、あるいは婦人少年局においてももつとつと知らせる必要があるわけ、あつて、ちやうどたまたまそのことを知つていて

安定所の窓口へ行つたという人が一体何人くらいいるかですね、ほとんどわからない人が多いんじゃないか、現状では、知らない人の方が多いんじゃないだろうか。私は、わが公明党として母子家庭の母等の雇用の促進に関する特別措置法案という、こうしたものを立案したために相当、何か月かにかわつてこうした問題となる点をいろいろ研究したわけですね。労働省の方の施行規則ですが、これは、寡婦等雇用奨励金となつておりますが、私たちが研究した結果では、どうも「寡婦」ということが当てはまらない婦人がいる。しかも適用してもおかしくない立場の方でいて、しかもあなたは「寡婦」ですと、そういう「寡婦」というレッテルを張られるということがいかにもしつくりしないという立場の人も出てくるということから私たちは「母子家庭の母等」と、こうしたわけですね。したがって、こうした面におきまして職業安定所において、あるいは婦人少年局においてこういう制度があるということ、また御利用いただくことと便利でどうか有利かどうか、何かそういうことはやっておりますか。

○政府委員(連綿政夫君) 実は雇用保険法が成立いたしました直後から主として、給付の内容ももちろんでございますが、雇用改善事業で先般来いろいろと御意見ございました雇用調整給付金制度を初め雇用改善事業の中高年齢者の問題でございますとか、あるいは身体障害者の援助制度でございますとか、あるいは母子家庭のいわゆる寡婦等の奨励金の問題でございますとか、あるいは訓練関係の各種の補助、助長、援助の制度でございますとか、こういったものを一括いたしました回数にわたつて全国的に大企業、中小企業、零細企業を問わず繰返し繰返し説明会等行いまして、この内容を説明し、これを活用されるように私どもとしては努めてまいっております。と同時に簡単なパンフレット等も作成いたしました。そして、こういう新しい法律によります雇用確保のための各種の諸般の制度の普及、PRに努めてまいっております。したがって、四月一日に

この援助制度が実施になりましたまだ日が浅うございまして、どの程度に活用されておりますか、こういった点も今後十分見きわめながらこの内容の充実、改善にも努力をしてみたい、かように考えている次第でございます。

○小平芳平君 婦人少年局長さん、夫死亡後に就職した妻の就職経路——「親せき・知人のせいで」が六〇・四〇、あるいは突然のことでありましてで親戚知人の世話の方が安心して働けるに行けるとか、あるいは知り合いの職場へ行かれるとかいう有利な点もあるかと思ひます。あつたかと思ひますが、なおかつ公共職業安定所を経由した人も三・五〇程度もいらつしやるし、それから新しいこの雇用奨励金制度ができていてということをもう少し知らせてあげるといふか、ふだん知らせてあげておかないと、その場になつてからじゃなかなか間に合わないといふことはやはり月収額につきまして「妻の就労の形態とその月収額」についても先ほど局長さんからお話がありました。が、内職をされているという方は収入が少なくて、ね。やはり勤めているという方が、それは世の中の普通の勤め人から見ると一家を養つていらつしやるその方の収入としては大変全体として低く生活が大変だと思ひます。生活が大変だと思ひますが、にも増して内職をされている方は非常に低額でそれこそもう食べていけるかといふくらい、もう少しでも収入があれば全然なによりもという程度の収入にしか内職の方はなつていらつしやる。やはり安心して働ける職場の開拓というものが非常に大事だと思ひます。私たちの考えた母子家庭の母等の雇用の促進に関するところ、そうしたねえ私も私たちが労働の遺族だけでなくてやはり「母子家庭の母等」ということで考えたわけですが、中には労働の方もいらつしやる別・死別あるいはいろいろな事情でそういう境遇に置かれていらつしやる方が多いわけですね。相当大ぜいのそういう家庭が現に発生しているわけですから、そういう点ひとつ局長さんの今後の取り組みをお答えいただきたい。

○政府委員(森山真三君) 婦人少年局長が従来やっておりますこの関連の仕事につきましては、先ほど御説明を申し上げたとおりでございますが、いま先生御指摘のような問題でございますので、今後とも続けて努力してまいりたいと思ひます。特に新しくできました制度につきましては職業安定所の方で非常な力を入れてPRをしていただいておりますが、婦人少年局長もいたしまして、先般職員を全国から集めてこれについて勉強し、さらにそれぞれの地元で皆さんに知らせるべく努力をする方法を研究したところでございまして、新しい制度でございますので、これからのことと思ひますけれども、私ども私どもの活動、仕事を通じて、さらに続けて努力してまいりたいといふふうに考えております。

○委員長(村田秀三君) 職安局長、森山局長結構でございます。どうも御苦勞さまでした。○小平芳平君 それでは次に、退職金制度そのものについて若干お尋ねをいたします。先ほど午前中の質問に對しまして、ずっと答弁がありましての繰返しになりますが、四十八年の支払った退職金は一人平均で六万八千円ですか。それからまた掛け捨てがおおよそ四万八千円、五億円、掛け損が三万九千円、七億円、よろしゅうございませうか、これは。○政府委員(東村金之助君) そういう数字でございます。○小平芳平君 それからこの点についても午前中にこの改善後の退職金制度ですね。改善後の中小企業退職金共済制度についてみますと、これは労働省から提出された資料で八百円掛けた方が三十二年で百一十万円、二千円掛けていた方が三十二年で二百三十七万円ということでございますね。そこで、どうも午前中の質問に對して局長は退職金の金額が幾らかということについて中労委の資料によればということと答弁をしておられました。が、いずれにしても三十二年動められた方が、中小企業で三十二年動められるという方は非常に少ないと思ひますけれども、田舎へ行けば、私の田舎

などはわりあい多いわけですね。中小企業しかありませんから、勤めると言へば、多いわけですが、それにしても三十二年動めて八百円の人があつた百一十万円、二千円の人がある二百三十七万円、これはもう全く退職金というもののに該当する金額じゃないやありませんか、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) ただいま御指摘のよう数字でございます。数字そのものはそれでございまして、ただ、いまの例によりまして八百円、千円といふところの数字をお話があつたようにございまして……○小平芳平君 八百円、二千円。○政府委員(東村金之助君) 今度はそれがさらに一万円まで伸びてまいりました。どこを掛けるかはもちろん自由でございますが、その枠を広げると、つまりいま先生おっしゃつたようなところだと本来の退職金の機能を果たさないじゃないかと御批判もございましたので、その枠を一万円まで広げたということが一つでございます。それから、まあ三十二年まで勤める人は確かに中小企業では少ないわけでございますが、現にこの退職金制度でもまだ発足以来十五年程度でございますので、そういう方々は出ないわけでございますが、それは一つのカーブを描く際の一つのカーブの問題でございまして、その三十年のポイント、二十年のポイント、十年のポイント、これは一つのカーブの体系の中に入つていけるものでございまして、三十年がどのくらい出ているものでございまして、私どもはまあ一万円ぐらい掛けてもらえらるならば、まあ相当のところへ行くんじゃないかという一つの目安は持つておるところでございます。○小平芳平君 それは、多く掛ければ多くなるのは当然でしょう、それは。掛金が高く一万円を掛けていけば、三十二年で千四百四十万円ですか、それは多く掛ければ退職金は多くなるということとは当然でしょう。ですから、現実には幾ら、どのくらい掛けていられるところに集中しているんですか。

○政府委員(水谷剛蔵) どの辺に集中しているかというお尋ねでございますが、平均掛金月額は午前中も申し上げましたように千八百七十五円でございます。それで集中の度合いですけれども、千円台が三一・七％、それから千円未満が二一・六％、それから千円台が二二・一％、三千円台が二四・七％という状況でございますので、まあどの辺と言いましても、やっぱり平均の千八百七十五円、つまり二千円ぐらいのところに現在の制度におきましては一応比較的多いといえますが、そういうことになるのじゃないかと思ひます。

○小平芳平君 いや、そういうことが午前中、二千円程度ということがあったから私は二千円と言ったのであつて、それはこれが二千円が一万円になればさつきのようになるでしょう。だから、計算はそうなると思ひます。ただ、そこで、大体この平均してどのくらいかという、およそ二千円だと言ふから、それでは三十年で二百三十七万円ですというところでしよう。局長、それでしよう。

○政府委員(東村金之助君) はい。

○小平芳平君 ですから、二百三十七万円では退職金という部類に入りますか、三十年勤めて、魅力を持てて言う方が無理じゃないですか。あるいはどういふところから皆さんは八百円——一万円というところをどういふところから出してきたんですか、金額は。

○政府委員(東村金之助君) 今回の改正されたカーブにおいては幅を広げて、高い掛金が掛けられるようにという可能性を広げたわけでございますが、先生のおっしゃる通りにみんなそこへ行くわけではございませんし、現在二千円前後が集中的に多いわけでございますから、その数字が具体的に一般と比較してどうかというふうに考えた方がよろしいという御指摘はそうだと思います。ただ今回は、最低を四百円というのを八百円に押し上げますので、この二千円という数字もさらに高くなると思ひます。で、なお、一般の場合の退職金との比較でございますが、中労委でやつております千人以上の数字と比較するとかなり差がござ

います。最近の統計といたしましては昭和四十九年の東京都の調査がございまして、これを見ますと、高卒の自己都合退職の場合であつて、勤続十五年で二百二十五万円、二十年で二百二十万円、三十年で四百七十八万円という数字になつております。これを今回の中退制度による退職金でどういふ掛金を払つていたらこうなるかというものを逆に探つてみますと、四千円の場合がほぼいま申し上げました中小企業の退職金の東京部の調査に該当するような数字でございます。つまり四千円ずつ払つていくと、いま東京都の調査の数字を申し上げましたが、それに近い退職金が払われると、こういう関係になります。

○小平芳平君 どうしてそれは自己都合をとるんですか。

○政府委員(東村金之助君) 別に自己都合をとるか、あるいは会社都合、死亡の場合、定年退職の場合、いろいろございまして、自己都合でとつてみるとこうなるというところでございまして、いずれにいたしましても、仮にそういう数字があつたといつたとしても、まだまだ、仮に四千円という数字であるならばということも申し上げたわけ、現実には八百円から始まりますので、この退職金の給付内容が十全であると、あるいはこれが民間の一般の水準とイコールであるというところは申し上げられないと思ひますが、さらにそれに近づけるような努力をこれからも重ねていきたい、かように考えております。

○小平芳平君 恐らく三十年勤続した人が自己都合退職ということでは自己都合の退職金しかもらえないと、定年退職の割増し金がつかないというやうなことで、大体とんだというやうな言い方はおかしいじゃないですか。

○政府委員(東村金之助君) 三十年ぐらいになりますれば定年退職というやうな形も出てくるでしようし、十五年ぐらいになりますとこの自己都合といふものもあると思ひますが、これはいづれにいたしましても、こういう数字を比べ中退の方で四千円の掛金に該当するといふ一つの試算で

ございまして、先生のおっしゃるやうに、ほかの定年退職の問題であるとか会社都合の問題であるとか、そういうことによる退職の事由になれば一般に退職金は高くなりますから、それに対応する掛金も四千円より高くなると、こういう関係になると思ひます。いづれにいたしましても、繰り返して申し上げます、この水準で十分だとは私ども考えておりませんので、さらに審議会等の御審議を願ひながら、この改善に努めてまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 社会保障制度審議会が高齢者福祉というテーマに相当数カ月にわたつて勉強会が開かれております。この社会保障制度審議会が高齢者福祉の問題を研究していく段階にありまして、この年金制度、特に企業年金制度というところで退職金と、それから年金制度の調査をしたものがあつます。これは非常に新しい調査資料ですが、手に入つておりますか。

○政府委員(東村金之助君) 手元にありますものはその一部でございまして、手に入つております。

○小平芳平君 幾らになつています。

○政府委員(東村金之助君) 社会保障制度審議会の事務局調査による大企業におけるモデルの退職金額でございまして、男で定年扱いの場合でございまして、一時金のみの場合、大卒で千三百二十八万、旧中卒で千二百二十万、これは事務職員の場合約です。それから製造業の現場職員で、高小卒で九百四十六万。それから一時金と年金併用の場合がございまして、その場合に、事務職員で申しますと、大卒が一時金千十八万、それから年金現価額が四百六十四万、同じく事務職員で、旧中卒一時金が九百三十万、年金現価額が四百六十六万、製造業の現場職員の高小卒で一時金が七百四万、年金現価額が三百九十五万と相なつております。

第二部上場の合計ですから。そうしたいわゆる大企業の退職金は定年の時点におきまして、大卒卒は千四百七十六万、旧中卒で千三百八十四万、これは一時金と年金を合計した額。製造業の現場職員で千七十万。ですから、こうしたいわゆる大企業の退職金、現在の退職金の金額に比しまして、まあ局長は先ほど来いろいろ説明されますけれども、労働大臣ですね、ちょっと余りにも見劣りがし過ぎると、それはたくさん出せばたくさんもらえるんだということ一点張りでありまして、けれども、しかし余りにも同じこの日本の国内で、自分の働きに行つて——朝働きのやつで、夜帰るわけですが、その勤め先がいわゆる大企業かあるいは中小企業かによつてそういう違いが出てきていますと、片方は一千万、一千四百万というのに対して、一方では何百万というですね、余りにもこの違いがあり過ぎやしないか。それは退職金だけの問題ではないと思ひます、ほかにもいろいろな労働条件で格差が生じているわけですが、退職金一つとつてみてもそういうことになつていふ点、これはどう思ひますか、大臣。

○政府委員(東村金之助君) ただいま先生御指摘のやうな大きな数字、大企業と中小企業の退職金の格差というのの否定できないと思ひます。ただ、この中小企業退職金共済制度というのは本来自力では退職金を持たないやうな中小企業の方々が集まりまして、共済によつて退職金を出していこうと、こういうところが出発点でございまして、大企業が自力でかなり高い退職金を出せるというものは、比較すればそれは見劣りがするかもしれないが、いま言つたやうな制度の趣旨からいたしまして、やはり一挙には大企業並みというわけにはいきません。やはり少りずつ前進しなげないかと思ひます。やばいと思ひます、ただいまおっしゃるやうにこれは退職金に限らず、一般の労働条件その他、大きな企業と中小企業に格差があることは否定できませんが、共済制度によつて何らか、少しでもそれを補足していこうというふうに御理解願へばと思ひま

す。

○小平芳平君 いや、そういうことを理解しているから、大臣に大企業と中小企業の格差がもつと縮まる方向へ国の政策がいかなくちやおかしいじゃないかということをお願いしているわけですね。共済が適用になっていけばまだいい方であつて、全くないというところがまたたくさんあるじゃないですか、午前中の御答弁によりまして。そういう比較を申し上げているんです。いかがですか。

○國務大臣(長谷川敏君) そういう意味では一体これどうしたらいいかという根本問題にもなってくるわけですね、こういう大学卒で千四百万という一方があれば、どこかにはまた退職金、局長やめれば五千万というところもあるというふうなこともありますし、どう一体、これは制度全体の問題、産業機構の問題、全体の問題となつてきますので、これはちょっと私だけでいふことですぐお答えできるわけじゃございませんで、いまのこの共済によつてさえもお手伝いすると、こういう一割しかない人々にさえもこれだけの制度をやっているというその前進の姿を見ながら全体の問題についてのやっぱり考え方をよく研究していかなきやならぬと、こう思つております。

○小平芳平君 これは労働省だけの問題じゃありませんし、私たちが政庁として、あるいは議員として努めなくちや、努力しなくてはならない一つの問題点であると考えております。

それから次に目減りですね、目減りをどうするかということ。これは運用については午前中いろいろお話がありましたから、運用については触れませんが、少なくとも掛け捨て、掛け捨てと何でしたか、何か特有な言葉がありましたね。掛け捨て、掛け損ですか。掛け捨て、掛け損というふうな点の改善できないのかどうか。それから、とにかく退職金という二十年先、三十年先、四十年先というところを見通した上での制度になるわけですから、その間の経済変動というものを考えた場合に、午前中、これはいろいろも

うお話があつたので全体的には触れませんが、掛け捨て、掛け損、あるいは継続してたか、通算してたか、そういう点ですね、確かに今回の改善によつて改善されるとは言われるんですが、でも、もつと根本的にそういう掛け捨て、掛け損あるいは通算など当然である、できるというものが当然でなくちやならないと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) 掛け捨て、掛け損の問題につきましては午前中もお話ございましたし、ただいまも御指摘ございましたが、従来は掛金月額を増額した場合にそれは新しい契約がそこから始まつたということでございます、それを今回は制度改正後一年以内に掛金月額を増加した場合に、その後二年未満に被共済者が退職した場合であつてもその増額した部分については新しい契約といふことではなくて掛金相当額の給付を行ふという、まあ私どもとしては一歩前進したつもりでございますし、これは審議会の建議にも沿つたものと考えております。ただ依然としてやはり掛け捨て、掛け損という問題は残つていて、わけでございますが、ここで浮いた原資を長期の在籍者の退職金給付の方に回すという制度になつておりますので、その掛け捨て、掛け損をやめましますと現在の長期の人に有利になるような退職金のカーブを修正しなければいけない。あくまでもやはり一般の中小企業等に行われていた退職金においても入ったすぐでやめるような人には退職金を支給しないという制度が多いのでございまして、それに準ずるようなかっこうで、短期の者よりも長期の人たちに有利にしようということを考えましますと、現在のやり方を前提しながらその掛け捨て、掛け損をどう改善していったらいいかということをお考えする必要があります。これは午前中に申し上げましたように審議会等のお知恵を拝借しながらやつていきたい、かように考えます。

○小平芳平君 したがって、長期の人を有利にするためには掛け捨て、掛け損はまことにいい制度だと、掛け捨て、掛け損をやめたら長期の人が切

り下げられるんだ、長期の人を優遇するためには掛け捨て、掛け損が発生しても大いに結構と、こういうことですか。

○政府委員(東村金之助君) まあ、そういうふうな申し上げているつもりはございませんで、一般の退職金、一般に行われている退職金規程におきましても短期でおやめになる労働者についてはやはり退職金を払わないとか、あるいは退職金の額が低いとかいう実態がございしますので、それに準じたようなかっこうで一年未満、二年未満については掛け捨て、掛け損という制度があると、ただしその原資はやはり長期に働いてやめる方により有利なかつたところで払うための原資として活用している、こういうこととさせていただきます。

○小平芳平君 そういうことを言ふとますます魅力がなくて、ということになりませんか。第一、じゃ、伺いますが、退職金というものは賃金の一部ですか。労働条件の中で退職金の位置はどういうふうな位置づけられているのですか。

○政府委員(東村金之助君) いま退職金の性格論についてはお話だと思ひますが、退職金というのは賃金の後払いであるとか、生活保障であるとか、いろいろ法学的議論がございしますが、それはさておきまして、たとえば労働基準法という法律の観点から考えましますと、それが全労働者に対して支給されることが明示されているような場合、規則化されているような場合、それは賃金として労働条件である、かような解釈で基準法は運用しておりますし、一般的にそう言つてもいいのではないかと、かように考えます。

○小平芳平君 労働基準法でも就業規則の作成及び届け出の義務におきまして退職金のことがあれば退職金のことも入れるというふうな規定になつておりますね、普通に表現しますと。そういうことであるので、わが国の労働者としてまして、退職金が、まあ、あるところでは定年退職して四千万円、五千万円という退職金をもらう人もあるんだそうですね、新聞に最近出ています。そうかと思ふと、さっきの上場会社では一千万円、一千万円

という退職金をもらうことが制度化されている。かと思へば、まるで退職金制度そのものがない。あるいは労働基準法でも就業規則の項においても必ずしも退職金の規定を置けともなつておらない。そういうことでちよつと不公平だとか、あるいは労働者にとつて不利な労働者が出てくるんじゃないかとか、そういうふうに感じませんか。

○政府委員(東村金之助君) 退職金の高さとか、あるいは制度があるなし、御指摘のように非常にいろいろの形がございまして、一般的に言ひまして、退職金は企業ではかなり一般化されていると、中小零細企業になりますとその普及率が落ちてくる、八割、九割しかない、二、三割は退職金制度を持っていない。しかも、持っているもの同士を比べても相当水準が違ふということとございまして、これは何と言ひましても先ほど申し上げましたように労働条件そのものでございまして、個々の企業における労働の間でその水準をどう決めるかという問題にかかわる問題でございまして、しかし、これを客観的に見れば、やはり大企業と中小企業に、あるいは零細企業にそれだけの格差があるというところは言えると思ひますし、しかるがゆえに、補足的ではございますが、この退職金共済制度を何とか充実させていきたいと、かように考えておるわけでございます。

○小平芳平君 そうすると、結局結論として、退職金は労働条件の一部である、重要な一部である。それならば労働省としては、労働省の行政の基本方針としては、退職金制度は世間並みにつくつていけと、こういうふうな打ち出しをいきたいと思いますか。

○政府委員(東村金之助君) まあ、退職金は規定がある限り労働基準法上は労働条件でございまして、そういうやかましい議論は別としても大きな労働条件だと思つております。労働条件について一般的に格差があるというところは、必ずしも望ましいことではございませんが、いすれにしろ労働で決めることとさせていただきますので、たとえば賃金の高さを、格差をなくせというストレーットの労働の

介入といいますが、そういうことは役所としては避けなければならないところがございます。そこで、一般の自力で退職金を持てないような中小零細企業においても退職金が支払われるような、そういう制度としてこの退職金共済制度ができたわけでございますから、われわれとしてもできるだけこの制度が一般の中小企業で活用されることを希望いたしますし、また今後ともこの普及に努めてまいりたい、こういう姿勢をとっているわけでございます。

○小平芳平君 ですから、はっきり言いました政府が介入できない——何も、私は政府が介入しろと言っているのではなくて、大企業と中小企業の格差が、たとえば賃金格差で言えば、賃金格差は縮小する方向へ行政上は努力をしていくということでしょう。いろいろな、政府全般にわたるそのための施策があるわけでしょう。同じように、退職金についても、そういう制度があるところも大きな格差がある上に、ないところは退職金の制度そのものがないというこの現状からして、労働省としてはそうした格差を縮小していく方向へ努力をしていくというの、これは当然でしょう。

それから、そのために共済制度ができていくということですが、共済制度については、これも午前中再三御答弁がございましたが、加入状況の推移を見ましても、五十年二月末で九・八%ですか、労働者の加入率として、ですから、どうして、そういうふうにならぬか、魅力がないか。労働省基準局長が先ほど来何回も言うようなせつかくの制度があるにもかかわらず、九・八%というところで現状においてどうしてとどまっているか。何か根本的にもっと考えなくてはならない点はないか、ませんか。

○政府委員(東村金之助君) 現実には、中小企業等で退職金制度を持っていないのが大体一割に該当します。この制度に入っているものが、大体、いま先生の御指摘のように、一割でございます。したがって、一割、持っていないところを補完しているというふうな意味があるのではないかと

一つには考えておりますが、それにしても、先ほど来申し上げておりますように、自分で退職金を持てない場合でも、この制度に入ってさらに退職金のレベルを上げるということは望ましいこととでございますから、さらにさらに広がることをわれわれも希望するわけでございます。

で、実は、私どもの身の回りに接感できる中小企業等について聞いてみますと、ああそういう制度があったのかというのを初めて認識するようないま中小企業主もおります。それから、いま先生おっしゃったように、魅力がないんじゃないかというところ、制度がありながらそういうことを感じて入らない人もございます。そこで、後者、つまり魅力については、少ないながらも徐々に徐々に考へてつあるわけでございますが、さらに、この制度を知らないという部分もかなり残っておりますので、それに対して、従来、いろいろな月間の制度を設けたり、それからいろいろなPRをやったり、銀行等を通じてさらに指導したりしてま

いておりますが、それだけではどうも飛躍的な発展はできないというところで、現在、中小企業退職金共済会等というふうにしたらもう少し伸びることができるとか、重点を決めてやろうじゃないか、協議会をつくってやろうじゃないかというふうな工夫はしております。それでもなかなかうまくいかないという問題にもなりますので、審議会等のお知恵を拝借しながらこの制度の普及をさらに図っていききたい、魅力を持たせると同時に普及を図っていききたい、こういうふうな考へております。

○小平芳平君 全労働者が何らかの形において退職金を受けられるように、そういう指導をすべきだと思いますが、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) 現実には大企業等ではほとんど一〇〇%近く退職金制度を持っておりまして、問題は、中小零細企業で退職金がないところがございますので、そういうところにあつてこの退職金制度の普及を図っていききたい。その結果、た

金が適用があるようにという形に持っていきたい。おっしゃるような趣旨でわれわれも考えております。

○小平芳平君 それから、魅力の点ですけれども、これはある証券会社のダイレクトメールで来たものですが、あなたがいま三十歳で百万円持っておりますとこれから三十年たつて六十歳になったときには一億円にその持っている百万円がふえまうという宣伝文があったんですが、そういうふうになると思われますか、ということ、なぜそんなことを言うかというところ、退職金というのは三十年、四十年先のことで、ですから証券会社の言う、いま百万円なら百万円持っている、それが三十年たつたらこうなるといふ、そこに老後の生活設計というものがあつて、そこを老後の生活設計という点で、どうもこの中小企業退職金の現在の改正程度では、とてもとても、掛け捨て、掛け損がある上に、長期の人にとって、じゃあどれだけ魅力があるかということになるわけですね。

○政府委員(東村金之助君) おっしゃる通りに、いろいろ問題はございますが、繰り返して恐縮でございますが、これは事業主の任意制度でございます。通商でございまして、自己負担で退職金を支給するといふ、そういうものを共済制度でやると、つまり掛金を中心にして運用すると、先ほど先生は高い掛金が払われれば高給付が出るのは当然だといふ御指摘ございましたが、それはまさにそういうことでございまして、従来は四千円でストップしておつて、高い掛金を払おうにも制度としては許されなかつたわけでございます。それを高い掛金を払つても高い給付が欲しいという向きがございまして、一万円という数字を設けたわけでございます。要するに、やはり原資は任意加入でございまして、おのおのの事業主が負担をするといふことにならざるを得ないので、それに対して国が全体を取りまとも、その事務をやり、さらには一部給付をやっているというところでこの退職金制度が成り立っているわけ

でございますので、その前提となる問題を御

理解いただければと、かように考えております。○小平芳平君 それにしても、確かに任意制度ですが、先ほどこれも答弁しておりましたが、五%、一〇%という補助ですね、こうした補助も五%、一〇%であつた動かないものかどうですか。もつと魅力のある退職金制度と、あるいは全労働者が何らかの形で退職金を受けられるような、そういう制度を全国的に策定しようというならば、そういうことも五%、一〇%で事足りるというわけにはいかないじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(東村金之助君) この原資の中心は、事業主の負担に負うものであることを申し上げましたが、国庫補助の関係については、この事務費全額と、それから給付金の一部国庫補助ということ、現在三年以上、十年未満の掛金に対して五%、それから十年以上の場合には一〇%となつておりますが、もちろんこの数字は絶対的に動かさないという問題ではございません。将来とも、私も審議会等の意見を拝聴しながら、さらに高い負担率といふことが、そういうものについて努力をしてまいりたい、かように考えております。

○小平芳平君 負担率をふやすように努力するのですか、その点もう一度お願いします。

○政府委員(東村金之助君) 先生いま御指摘のとおり、負担率をもう少し高めるような努力はしてまいりたい、かようにお答えしたわけでございます。

○小平芳平君 そうなりますと、およその今後の見通しにつきまして、大体時間も参りましたので、問題はこれで私は指摘はいたしません、が、およそ今後の目標ですね、現在までの共済制度がこういうことでしたと、そこで今度は、これから先どういふことを目標にして運営をしていきますか、で、それは適用事業所数も増え、あるいは適用労働者数も増加、あるいは減少ですね、どういふ傾向にあるか、それを労働省としてはどういふふうにしていかうとするか、今後のこの制度の見通しについて、立てておられますか。

○政府委員(東村金之助君) 退職金制度そのものと並びに資金運用の問題等を含めまして、中小企業の労働者の福祉の増進、生活の安定、ひいては経済の安定ということでございますが、何と云いましても制度そのものの性格にもよりますが、限界はあったと思うわけです。それからこの改善ができました場合におきましても、それで十分だということをおわれわれは決して考えるものではないと思います。さらに、その法の趣旨、法のねらいに従いまして、ただいま先生のおっしゃった方向に充実をしてまいりたいと、かように考えている次

第でございます。

○小平芳平君 これこれの点は確かに中小企業
振興に寄与したと、この点は間違いなく寄与した
という点がありますか。

○政府委員(東村金之助君)　そういうものを数量的、計量的にはなかなかつかめませんけれど、たとえば労働者が就業、就職をするときに、その企業のにおいては中小企業退職金制度、共済制度に加入しているということが、何といえますか、労働条件がほかの企業に比較していいんだということを表示するような、一つのメルクマールになっているということがよく言われます。そのことを裏返しますと、やはり労働条件の向上という面について、何がしかの寄与はしているし、また、労働者の労働条件の安定ということについても寄与している、もちろん、それはいろいろ問題がありますが、そういう方向で寄与しているということは言えると思うんですが、それも非常に不十分でございしますので、そういうところを含めまして、さらに検討していきたい、この点が非常に寄与をしたとか、この点がメリットがあったということは、一々申し上げる形のものでございませうが、ごく大ざっぱで恐縮ですが、そのように考えております。

○小平芳平君 何か労働大臣、歯切れが悪い答弁ですね。こうした資産運用状況につきましては午前中再三ありましたので申し上げませんけれども、商工債券、不動産債券、興銀債券というような、そういうところへ資産は運用しているというところであります。ですから、そう直接中小企業振興に役立っているという、それほど直接的なものでもない、関係ないわけじゃないと思うんですが、この債券がですね。しかし、もう少し、最後に労働大臣から、それは数量的にこれだけのプラスがあったと、中小企業の振興、従業員の福祉向上に数量的にこれだけプラスがあったと言うことはむずかしいことだと思います。なかなかそれはそういうふうに表示するということはむずかしいこととは思いますが、どうも従来のやり方では法

律の目的に沿ってこれだけの働きをしたとは言いがたい。よほど中身を改善していないことには、こうした第一条の目的——第一条でしたか、目的にまことにかなった歴史をたどってきたとは言いがたいというのを感じますが、いかがですか。

○国務大臣（長谷川 峻君） 皆さんほど研究したと

いうことでもありませんが、私はずっとやっぱり給与関係を見ておりまして、それぞれの国はそれぞれのやり方がある。よその国には退職金制度がない。一部の国々にある。そしてまた日本の場合でも先ほどから御議論されたように、大企業であ

れば三十年も勤めれば大学卒業生は千四百万、といつて、中小企業で独自で退職金制度をやっているとところもあるけれども、そういうものは全然やれない零細企業がある。そういう方々にやっぱり

退職金共済制度によってカバーしていく。原資はだから労働者は出さない、こういう形の中にこういうものを十五年間皆さん方の御協力で法律として施行されて、そしてそれを今度は前進させるという意味で御審議願っているわけでありまして、その間に資金の運用等々、先ほど御質問がありま

したが、聞いてみますというところ、その中にはやはりいろいろなことを言われても七割ぐらいは中小企業、商工関係のものに金が使われていることも質疑の問において解明されたと思うんであります。でありますから、そういう中においても事務費は国庫負担でやっているということでもあります。

して、そしていままて言われたようなことなどを
いまから先も漸次改善するためには審議会がご
ざいますから、そういう中に建議を私の方でもし
て、漸進的に図っていくというふうなことでし
て、いますぐ百万円の補助金を取ったのが今度は
三百万円になったかというふうにびしびしやっ

とそのリットはすぐは出ておりませんけれども、やはり長い目から見ますと、そういう零細な方々の企業の方々に対する共済においても退職金の制度というものをこまでつくったと、これはやはり私は政府なり国会なりがやった姿だと思ひまして、そういうこうやわらかい表現の、密度の

細かい中に中小企業の、あるいは零細企業のレベルアップ、その間においてもまた大企業との差をだんだんなくしていくという努力が払われる、こういう気持ちでいままら先もこの制度の前進に私もしっかりと勉強してまいりたい、こう思っております。

○小平芳平君　これで質問は終わりますが、さっきの、労働省は賃金調査は実をやっているらしいのですね。賃金調査は詳細な賃金調査はやっているらしいのですが、退職金制度については労働省は調査をやったことはいらないのですか。

○政府委員（東村金之助君） 賃金調査のほか、退職金の問題でございますが、確かに毎年はやっておりますが、三年に一遍程度は退職金についても制度調査はやっております。

○小平芳平君 いや、先ほど、午前中の質問には局長は中労委の調査によればと言って答弁されて、私の質問に対しては東京都の労働局の調査によればと言って答弁されていらっしゃるのですが、もっと労働省として退職金に対する調査を充実した方がいいんじゃないですか。

○政府委員（東村金之助君） 中労委の調査なり東京都の調査を申し上げましたのは、最近の調査は労働省にごさいませんでしたので、そういうふうな申し上げたのですが、最近、ことはその三年目ごとに当たりますので、退職金の調査をいたします。その内容も御指摘ございましたようになります。

とがわかるように、ひとつ充実したものをやってみたい、かように考えております。

○香脱タケ子君 それでは最初に、中小企業退職金共済法の一部改正案についてお尋ねをしたいと思います。

中小企業、特に三十人以下の中小企業におきまし

ては、経済変動の影響というものはきわめて深刻に受ける立場にあります。しかも事業主は従業員対策については大変苦慮しているのが実情でございます。従業員の福祉について、これはたまたまた大阪の吹田市という市が独自に調査をしました資料を見てみますと、三十人以下の企業六百五十カ

所を対象にして調査をして資料を見ますと、従業員福祉について現在の重点についてというところがいろいろ順番で言われているので、健康、管理、それから住居施設、退職金制度、それから事業内施設、貸付金制度と、こういう順番になっている。

〔委員長退席、理事山崎昇君着席〕

それから、これらの小規模業者の皆さん方が市への要望についてこういう意見が出ている。その一は、手軽に利用できる保養施設、二番目が定着奨励のための退職金補助、こういうふうに調査の結果が出ているわけでございます。この調査の結果でもわかりますように、退職金制度というのは大変強く求められている。ところが一方では共済制度その他についての調査がやられているのですけれども、全然そういう共済制度を持たない小規模経営では約二割がやりたいと思うけれども手が回らない、こういう方々があるわけでございます。したがって、そういう中で退職金共済制度というのが充実をされ、魅力のある制度になるということとを、大変小規模経営の事業主が望んでおられることになるわけですね。ところで、この本制度が発足をいたしました、三十四年でございまして、十五年、六年になるわけですが、午前中からの審議の中でも明らかにしておりますが、余り大きくふえていない、実数も少ない、その理由は何かということ、いろいろ審議がなされておられるわけでございますが、この吹田市と同じく実情調査の資料を見ますと、法対象の事業数というのが六千二百九十九で、従業員数が三万七千六百四十八です。その中で、本事業に加入している率ですね、〇・〇七七ですから七・七％ですね。従業員数では〇・〇七七ですから七・七％、全国平均よりもやや低いわけですが、こういう中でこういう状況が出てくるわけですが、こういうところを見ても、やってみますと、やっぱり先ほどからも審議の中で言われているように、いわゆる中退金というのが、中小企業退職金共済法というのが片方では望まれているのにもう一つ広まらない。その理由は一体

どこなんだというのが最大の問題点だというふうに思うわけですね。午前中からいろいろ審議の中でお伺いはいたしておりますけれども、まとめて一言でなぜそういうことになっておるかという、隘路の中心点は何なのかという点を簡潔に伺っておきたい。

○政府委員（東村金之助君） 吹田市の例は具体的に、数字はいま拝聴しましたけれども、

〔理事山崎昇君退席、委員長着席〕

その理由はさらに特殊理由があるのかどうかかわりませんが、一般的に現在中小企業の労働者の一割前後がこの制度に入っている、あと九割がまだ入っていない。その理由は何かというところを考えると、一つにはこういう制度があるということを知っていないという点が一つございまして、もう一つは、掛け捨て、掛け損その他通算制度等にあられておりますような形で魅力がないんじゃないかと問題も一つあると思うわけですね。そういうものがうちはらになつたのだというふうな加入率になっているのではないかと、かように考えます。

○審議タケ子君 労働者は問題点、隘路というのはよく御承知なんですね。これも午前中触れられておりましたけれども、確かに魅力がないという点があると思うわけですね。といいますのは、私も大阪の商工会議所の特定退職金共済制度というのを調べてみましたけれども、それを見てもこれは確かにカーブを見ていきますと四年未満がこの法案よりは有利ですね、退職金も、それから二十四年以上の退職金も大阪の商工会議所でやられていて方が有利になっている。そのほか午前中にも例が出ておりましたけれども、川口市だとか戸田市だとかいうふうなところを見ますと、いふんたさんやられていたわけですね。すでに二県、六十八市、二十九町、二村に助成制度が独自に自治体でやられておる。そういう努力をやられておるにもかかわらず余り広がらないというふうな状況になっておるわけですが、私はここでちょっと聞いておきたいと思うのですけれども、自治体で

おやりになっておる一番上は二〇％から一番低いところでは五％程度までの自治体独自の助成措置をやっておられると、そういうことで、少しでも労働者にとって有利になるような配慮がなされておるわけですが、それはプラスアルファを独自にやっておられるので当然な措置だと思ふのですけれども、不思議に思ふのは、たとえば大阪商工会議所でおやりになっておるのも先ほど申し上げたように四年までが有利だということ、あるいは二十四年以上が有利だというふうな結果になっているのですが、非常に理解に苦しみますのは、なぜそういうことになるのだろうか。中退金の場合には事務費の全額を国庫が補助をしておる。そういう点で見ますと、生命保険ベースより少しは魅力のある状態にならなければならぬではないか、これは常識的ですよ、考え方としては。だって、年間十七億の事務経費が国庫から補助をされておるということになったら、もっと何とかかなりそうなるものだなというふうに思うのですけれども、その点はどうかね。

○政府委員（東村金之助君） 数値計算上将来の退職金給付に対してどういう枠をとっておくかという問題にもかかわるわけですが、ただいま先生のお話がありました大阪の商工会議所でございまして、これも四年未満二十四年以上が中退制度よりも有利であると、そうするとその間はるし中退の方が有利になっておると思うわけですね。いま私が申し上げました数値計算の問題は一応おくといたしまして、こういうふうな地方ごとに、あるいは自治体ごとによっておきますと、その自治体自治体に応じたいいろいろのやり方ができると思ふのです。業種なり退職の率なりがわかりますから。ところが午前中大臣からもお答えしましたように、全体の全業種、全産業を対象にしますと、安全性を見なければいけないし、あるいはいろいろの条件が相殺されたりいたしまして、個々の特定地域でやっているのは魅力がわいてこないという、そういう面もあるのではないかと、思ふわけですね。したがって、両者相補足

し合うということが必要ではないかと、一般論としては考えるわけですが、こういういろいろな例が出てまいりましたので、そういうものをさらに参考にしながら、私も研究してまいりたい、かように考えます。

○審議タケ子君 これは具体的な問題に入りたいのですが、今回の法改正を契機に、五十一年十二月一日ですか、掛金増額分については掛け捨て、掛け損を一年間なくすると、発足以後一年間でしたか、掛金相当額を給付するということになってくるわけですが、この財源はどこから出てくるのですか、金かかるわけでしょう。どのくらいの費用がそのためにはかかって、一年きりなんですね、一年きりになっておるので、やっぱり財源が必要と思うのですが、これはどこからその財源は出てくるのですか。

○政府委員（東村金之助君） ただいま御指摘のような制度の改善を今回行なうわけですが、それに要する所要額の見込みは約十二億円でございまして、これはいろいろ今後における収支の推移や今回の支出増などを勘案して財源を捻出しなければいかぬわけですが、それは四十八年度末における累積の利益金が約二十二億程度でございますので、これを全部使うわけにもいきませんし、また十二億という数字がその中ですぐ使われていくのかどうか若干不安はございますが、まあ全体の見通しとして、この程度ならやれるだろうというふうに踏み切ったわけでございます。

○審議タケ子君 本制度についてこれは各委員からも言われましたように、また労働省自身も御承知のように、掛け捨て、掛け損、それから通算制度ですね、この問題を何とかしてほしいというのが最も強い要望です。特に地方自治体で定着のために一定の支出をして何とか定着をさせようという努力をしている自治体ではその要望はきわめて強い。掛け損、掛け捨ての話が盛んに出ていたわけですが、私も、私は退職金共済に入っている一年までは二年までの掛け損、掛け捨てではなくて、これは大変な問題が含まれていると思うわけ

す。と言いますのは、五年近くも掛金を掛けておいて掛金に満たないという例が出てきたり、あるいは三年近く掛けておいて掛金の半分あるいは半分以下になるという実例が出てくるわけです。これは御承知かと思えますけれども、たとえばこういう場合、二千万の掛金を三十四万掛けた、それから四千万の掛金を十九万掛けた、そうしますと五十三万掛けた、当然この給付の対象になるわけですね。退職金の受給権というものがあつたわけですね。ところがこの場合に最初二千万を三十四万掛けた、後が四千万が十九万掛けた、こうになりますと、十九万の四千万の分というものが掛け損の部類になるわけですね。そうすると、これはちゃんと正規の計算をしてみますと、こういうことになる。掛金総額が十四万四千万、ところが退職金として労働者が受ける金額は十三万六千四百五十万、こういうことになる。これは少ないながらも一万足らず少ないという、掛金総額よりも約一万そこそこ少ない。一番ひどいのは三年余り掛けて、掛金の半分以下になるというふうな実例が出てくるわけです。

それで、この例は千四百円を三十六万掛けた、ですからこれでも受給権はできるわけですが、さらに二千五百円にふやした、掛金を。そうして三ヶ月掛けてやめたわけです。そうしますと、三十九万掛けているわけですから、当然これは退職金の受給権があるわけですが、この人の掛金総額は幾らになるかと言いますと、十二万五千四百円になる。ところが実際に退職金として受け取るのは五万五千四百二十円、半分以上ですね。

それから、三年近く掛けて、掛金の約半分になるというふうな例も出てくる。これは二千五百円の分は全部掛け損ですから、——いろんな組み合わせをしてみると、こういう大変な実例が出てくるわけです。これは具体例ですよ。この人は六百万を十二万掛けた、それから、さらに千円に上って十二万掛けた、さらに二千五百円の掛金にして九万掛けた、そうしますと、掛金を掛けた総月数というのは三十三万月です。これは大変デリ

ケートなところなんです、三十三万月ですから。掛金総額は幾らかと言いますと四万一千七百円、ところが受け取った金額というのは二万三千七百六十円。こういうことになりまして、これは魅力がないですよ。これは事業主の方も、掛けていても、せっかく労働者の福利厚生のために思っているわけでも、受け取る時はこんな金額になるというのでは、これは魅力がなくなるわけですね。どうして通算措置について、今度一年限りということになりましたけれども、この辺の制度を何とか考へて、掛金を掛けた総月数、これを考へていくというふうな制度にしたい、これは少々の掛け捨てや掛け損では終わらない、こういう問題点が含まれているように思ふわけです。そういう点を御承知の上で一年限りにされたのか、知っておつてやったというんだら、これはひどいと思ふんです。これ実例があるんですから、その点についてちょっと御見解を聞きたいと思ふんです。私はこういうものをなくするためには、どうしても通算は、やっぱり退職金というのは掛金を掛けた、あるいは仕事をした総月数に基づいて、総年数に基づいて当然支払われるべき性格のものだと思ふんです。ところが政府のこの制度でいきますと、ふやしたら、ふやしたときから新規加入というところで全部打ち切りになっていく、掛け捨て、掛け損、こういうふうになっていきますから、たまたまこういう、いま私が申し上げた実例のような例になりますと、大変な掛け損になると、こういうことになるんです。そういうことを御承知の上で今度の制度をおやりになったのかどうか、ちょっと聞きたい。

○政府委員(奥村金之助君) 増額した分は、新たな契約として、そこから発足するというのが一般の生命保険等について行われているやり方でございます。そこで、従来はそういうやり方をやっておつた、したがって、先生いろいろの組み合わせでお話しございました。一々の数字は恐らく先生おやりになった数字でございますから、そういうことと思ふのですが、裏返して言いますと、ある年齢、ある勤続以上になると、逆なプラスが出てくるというところはあり得るわけでございます。それにしても当面、こういう一つのワンステッブの掛け捨て、掛け損をなくすると、切りかえのときの一年直すというだけでも十二億かかりますので、それをどうするかというのをいろいろ苦慮して踏み切つたわけでございます。そういういまい先生お話しがございましたような、そういうものを何もどっかへやってしまふのでなくて、それは、それを前提にした計算上のカーブを描いていこうというところでございますので、いまお話しございました、個人個人でそういうケースがあり得るということを否定するものではございません。全体としてはバランスをとつたつもりでございますが、さらにそういう魅力の面から見て問題指摘がございまして、特にそういう問題をどう解消したらいいのか、取支上の問題とかみ合わせてどう考へていったらいいか、これをやはり引き続き検討しなければならぬとは私も考へております。

○斎藤タケ子君 恐らく事業主にしても、労働者知つておつたか知らないかは別として、これは私、仮に計算したのでなくて、全部該当者がおるのです。名前言うてもいいんですけれども、そんなこと言うても大勢に影響ないから言わないだけで、該当者がおるわけですね。ですから五年近く掛けていられるから、三十六万掛けたおればもたえるのだというところで胸算用していただくのが、五年近く掛けていられるから、まあこの程度はもたえるんだなという胸算用をしていただくのが、すっと外れるわけですね。半分以上、あるいは半分以上になるというふうなケースというのは、これはきつ過ぎますよ、実際には。これはやはりこういうケースはなくしていくような方法というのはいさぎよく早急に検討なさなければ、これはPRをいろいろ工夫しておられるとは言いがら、中身が、こういう問題が出てくるという事になりまして、そうメリットがないのだからという事になりかねない。その点は、これは

ある年齢、ある勤続以上になると、逆なプラスが出てくるというところはあり得るわけでございます。それにしても当面、こういう一つのワンステッブの掛け捨て、掛け損をなくすると、切りかえのときの一年直すというだけでも十二億かかりますので、それをどうするかというのをいろいろ苦慮して踏み切つたわけでございます。そういういまい先生お話しがございましたような、そういうものを何もどっかへやってしまふのでなくて、それは、それを前提にした計算上のカーブを描いていこうというところでございますので、いまお話しございました、個人個人でそういうケースがあり得るということを否定するものではございません。全体としてはバランスをとつたつもりでございますが、さらにそういう魅力の面から見て問題指摘がございまして、特にそういう問題をどう解消したらいいのか、取支上の問題とかみ合わせてどう考へていったらいいか、これをやはり引き続き検討しなければならぬとは私も考へております。

ぜひ——確かに原資はかかると思ひますよ、一年限りで十二億かかるというのが、これ全部やつたらどのくらいかかるのか、これは一遍計算して聞かしてもらわなければいけませんけれども、かかると思ひますけれども、せっかくの制度をつくつて、結果としてこういうことになるというの、これは見逃すわけにはいかない欠陥だと思ふ。それからもう一つ、これと関連をいたしますが、ぜひこれも考へなければならぬ一つの問題点は、いま申し上げた、改正された通算制度ですね。九十四条によりますと、制度間の通算というのがあります。この法の九十四条によりますと、制度間の通算、制度間の通算の算定方法というのは、新しい契約の掛金月額、これも大分問題があるわけですね。なかなかむずかしい計算方法で、これは専門家でないと私どもなかなかわからないわけですが、これも実例なんです。大変なことだ、あと、ちょっと実例を申し上げたいと思ひますが、建設退職金共済におつた人ですね。この人が今度の中退金の事業団の退職をするという場合、これはむずかしい計算方法で金額を決める制度になっておりますが、具体的にはこういうことになっているんです。建設退職金共済に四十九万月掛けた、三年四月月掛けた、四十九万月掛けた。掛金総額が二万七千八百八十円、だからこれを均等に、建設の場合には均等に割る必要はないわけですが、とにかく掛金総額が二万七千八百八十円、そうしたらそれを事業団の退職金制度に引き継ぐときにはこれは計算をしたら二万六千四百円になるんだというですね。むずかしい計算だけれども、表によると。そうして、その事業団の一ヶ月の掛金を四千円として六ヶ月という計算になる。そうしますと、この人、四、五ヶ月して仕事が終わつてとても動まらないというところでやめまして、六ヶ月の計算にしかならないんです。五、六ヶ月してやめたら、何と四十五万掛金を掛けておきながら掛け捨てになる、こういう実例というのは大変なことだと思ふんです。

同じようなことが幾つもあります、やっぱり

建設退職金共済を八十八カ月掛けておった、そうしたら、八十八カ月言うたら七年四カ月かになるでしょう。それが今度事業団に入ったときには四千円で十二カ月の計算になって、掛金総額が五万四千四百円のランクへ行くわけですね。十二カ月、この人新しい職場にかわってしばらくして続かないということ、たとえば六カ月してやめたとしても、そうすると、八十八カ月掛けておいて、さらに六カ月掛けるんですから九十四カ月ですか、総計九十四カ月掛けておながら掛け損になるわけです。こういう制度になってしまっているわけです。これはいろいろ組み合わせていきますと、こういう例はたくさんあります。それから逆に、事業団からたとえば建設退職金共済に行きましても、こういう問題が起こります。で、私はこれはもう大変制度上の矛盾じゃないかというふうに思うわけです。で、制度間の通算の算定方法というのはこういうやり方をするわけなんです。が、退職金というのはそもそも勤務の実績に応じて退職金を支給しようとするというのが大体この制度の本旨でもあるわけでしょう。特に制度内の通算の方法と比較しても、これも大概悪いというのをさきに言うたんだけれども、それと比べてももっと均衡を失っていると思うわけです、この制度間の通算制度は。この点についてはこれは改善の方途を講ずるべきではないかというふうに思いますが、どうでしょう。

○政府委員(東村金之助君) ただいま建退から中退へ制度間の移動があった例を具体的にお挙げになつたわけですが、確かに建退で積み立てたそのお金を中退の方の掛金の額で割り戻すと一年に満たないとかという問題も出て来ているわけでございます。一年に満たないから掛け捨てであるということ、いまのようなお話が出てくる。したがって、もし建退で、建設業のお仕事をやめたくなって、一般の仕事につくというならば、そこで退職金をもらうということも一つ考えられるわけでございます。しかし、それでなくての例でございますので、こういうことになるわけでございます。

が、これは制度のたてまえとして、先ほど申し上げたように、全体としてはつり合っているわけでございますが、これを掛けてもらった労働者にしてみれば、非常に矛盾を感ずるといいますか、問題を感ずることもわからぬではございません。しかし、これは逆な場合も、中退から建退へ行くというふうなときにどうなるかという問題にも相なるわけでございます。一つには、こういうことになっていくんだというのを、私もいいと思います。建設業の退職金の方でよく説明してないところの問題が起こるということもあると思うんです。つまり、建退をおやめになっていくならば、ずっと今度中退の方に入って長く在籍するというならば、こういう問題が起こるということになります。入ってすぐそういう問題が起こるということになる。と、こういう結果になります。したがって、それならば建退を、建設業を引き揚げるときに退職金をいただくということならば、四十カ月でございまして、まあ何とかなつたわけでございます。いづれにしても、くどいように恐縮であります。が、個人的にそういう問題が起こるということも矛盾であるということもわかります。で、制度全体の中で、これはなかなかむずかしい問題だと思ふんです。全体の均衡がとれているわけですからむずかしい問題だと思ひますが、研究さしてもいいと思ひます。

○香脱タケ子君 研究さしてもいいとおっしゃるんだけれども、私はそうむずかしいんじゃないかなと思ふんですよ。というのは、退職金というのはその労働者が働いた年数、月数に応じてそれに合うべき退職金を支給するというのが趣旨なんです。四十八カ月で働いておるといふことであれば引き継ぐときに四十カ月が生きるような制度に通算のやり方を考えれば、このむずかしい算定方法をもういふに改めればいいだけだと思ふんです。そんなことはそうむずかしいことではないんじゃないですか。だって全然もたえる資格者、受給資格者が、受給権者が労働者が決めている制度のおかげで全部掛け捨てになるというふうな例というのは、こんなのはやはりできるだけなくするように制度を改めるべきだと思ふんですよ。そんな別に金が要るとかなんとかの問題じゃないでしょう、これは。その労働者が実際に掛けた月数というのができるだけ近い形で生きるようなやり方の通算のやり方というのをこれはおやりになればこんなむずかしくない掛捨てというのにはなくなるわけですから。そういうふうな改善方法、これは検討されるべきだと思います。制度のやっぱり欠陥だと思ひます。

○政府委員(東村金之助君) むずかしいいろいろ計算がございまして、私自身も全部マスターしてあるわけではございませんが、ただいまの例で、建退から中退に移つた際に四千円という掛金月額でございまして、この四千円という金額がもう少し低く低くするわけですね、あるいは八百円とか、そうなりますとこの月数というのが六カ月じゃなくとも何年に該当するようになることになって、そこに矛盾が解消される方向が出てくると思ふんです。ただ、この四千円をさかしくお掛けになつたものをこれは高過ぎるからだめだというわけにもいきませんし、これ簡単だと先生おっしゃいます。が、これはやはり建退の会計と中退の会計、これは別でございますから、やはり融通するということわけにいきません。で、責任準備金として評価してやるわけですから、やっぱり割り戻すとさっきお話があつたような数字になつちゃうということでございます。この四千円という設例の金額が前提になつておきますとこういうふうになる、じゃそれは抑えるかという、それを抑えるというのも別の意味でこれはできないというところに問題がある。で、いろいろ研究しなきゃいかぬと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○香脱タケ子君 たまたまこの人は四千円の例なんです。建退で四十カ月掛けて二万三千二百二十六円、それから事業団の中退共へ入るといふことになつたら一カ月二千円、四十カ月掛けたのは二千円にすると十カ月に換算されているわけですね。か

わつてすぐやめたら、これ四十二カ月は掛けたけれども、まあ四十一カ月掛けたとしないな、入つたけれども一カ月でやめた、そうしたら四十一カ月掛けておるんだから当然受給権者なんだけれども、この制度の通算をやつて、たまたまやつてやめた掛け捨てになるんです。そういうふうな制度になつてしまっているんです。そのことが一つは問題だということをお言ひしておるんで、これは慎重に一層検討してみてください。そういうことが考え得るのです。大変な問題だと思ふのです。さっきのいわゆるこの制度間の通算だけではないで、いや制度間の通算の問題ですね。その問題もあわせてこの制度間の通算の退職金制度の移動の場合に、これはもうぜひ検討して改善の方途を講ずるべきだと思ふ。こんなことが明らかになつたらメリットはよけいデメリットになるだけデメリットがなくなつてしまふと思ふのです。ね。その辺をひとつ、これは大臣ちよつと考へてみてください。

○國務大臣(長谷川健君) 先生のお話を聞いてみるとなかなか筋が通つていふように思ひますけれども、何かここの専門家の話を聞いてみると計数上の整理でなかなか大変だということもありますので、ひとつ研究させていただきます。

○香脱タケ子君 それで、先ほど小平委員からお話が出ておりましたけれども、国の補助金が三十六カ月以上百二十カ月までが五%で、十年以上が一〇%というふうな、これはやっぱりふやすべきじゃないかというふうな私にも思ふのです。せめて二十年以上というの、二十年になればこの率は一五%か二〇%ぐらいのプラスアルファがあつてしかるべきだと。午前中の御報告の中でも私もいたいたっている資料を見ましても、そんな長期に連続して加入をしておられる労働者の数というのは大変少ないじゃないですか。その人たちが優遇するために掛け捨てや掛け損があるとせめて二十年ぐらいのところは二〇%とするとかいうふうなことにすべきだと、前向きにと

いうお話があったので、私は具体的にせめて二〇%にするべきじゃないかと思いますが、どうですか。

○政府委員(東村金之助君) おっしゃるとおり、この十年以上一本でございしますが、その中でさらに二十年以上はもう少し高い補助率をという御指摘、私もさように考えて今回はそういうふうな形に言っておりますが、機会あることにそういうふうな形で問題を前進していきたい、そういうふうに考えております。

○奮脱タケ子君 それから退職金というのは、これは掛金を、共済制度による退職金なので掛けている以上はもろにいかぬわけですね。ところが、なかなか受給権を持ちながらもらっておらないというのがよくあるのです。これはすでに衆議院でやられておることですから私はちょっと若干数字だけ申し上げて意見を求めたいと思うのですがね。退職金が労働者の手に渡るかどうかというのは全く本制度の根本にかかわる問題なのですけれども、受給権を持ちながら未請求のものが、四十四年度から四十八年度で、この間に件数として十三万九千二百三十七件、総額、その金額四十二億五千五百二十一万円という大変なのが、まあ、こないもいにくく制度をくぐってもらえるような権利ができてくるのもあってない、こういうのがあるのでしょうか。これはなぜこういうことが起こるのですか。

○政府委員(東村金之助君) それにはいろいろ原因がございしますが、その要因としては事業主が労働者をこの制度に加入させたとき、その旨を労働者に通知しなさいいけない、また労働者が退職したときには遅滞なく手帳を渡さなさいいかな、こういうことになっていましてございしますが、それがなかなか履行されていなくて、それからこれもちょっと申し上げにくいのでございしますが、中小零細企業等においてはなかなか事業主と労働者の間の人間関係がうまくいかなくて円満退職ということでない場合も生じてしまう。それから加入期間が短くてこの程度ならばというので先ほどから

先生方から御指摘があるように、魅力がないじゃないかということでも請求するのをやめてしまおうというふうな方もある要因があると思いますが、いずれにいたしましてもやはり労働者の方にきちっとこういう制度になっている、こういうかっこうになっているというところが徹底しないということが大きな原因じゃないかと思っております。

○奮脱タケ子君 これはこんな、請求権があるのに請求しなかったからと言って五年間に四十二億も宙に浮いているのです。そんな金額というのはどうなるのですか、会計の中で。

○政府委員(東村金之助君) これは全体の中で将来の退職金の支払い備金として積み立ててあるわけでございます。

○奮脱タケ子君 積み立ててそのお金は使わないのですか、使うのですか、私は非常に不思議だと思ふのがね。もう請求されなくて残っているお金でしよう、これ、どうするのですかね。

○政府委員(水谷剛蔵君) これは当然のことでございます、一定の時刻が来ますと時効として将来の給付に回すということでございまして。

○奮脱タケ子君 ずいぶん細かい質疑が続けられてきて、メリットが少くない言って大分意見が出てくるのに、メリットが少くないという証拠みたいなことが、取りにこないお金が四十二億円何がしもある、こういう状態というのはこれは何とかなくさなかならぬと思うのです。これ、私はこの労働者に徹底させるという問題を事務的にものと研究するべきではないかというふうに思うのです。これは何でこんなことが起こっているのかと思つて労働省で根本にいたいたわけですがね、「退職金共済手帳」というのを見ますと、「掛金納付原符」と「被共済者番号控」というのでこれ二枚にこう割れるようになっているのです。それから、事業主の方へは一枚が残って、一枚が金融機関へ、事業主へ行くのですか、労働者に渡すものがないわけですよ。だから労働者はおやじが入っているというのを知らぬかもわからぬですわね、実際は。知らないものもあるのだというのには先ほど局長の幾つかの事例の中で述べられておるとおりあるのです。ですから、こういうふうな毎月掛金をしているのだから、毎月労働者にこれを渡すのは大変にしても、あなたのはこれだけ掛けてやっているぞということがわかるように、これ、もう一つべらべらをつくって労働者に渡すなり毎月渡すのがめんどうなら、年に一回でも二回でも渡すなり、何かして労働者は、はあこんなものに入っているんやなあというところがわかるように、これ、ちょっとした手続で改善ができればと思うのですが、どうでしょう。

○政府委員(東村金之助君) 確かにせっかく中退金制度へ入っておりますが、労働者に知らしてないというのはいささかおかしな話だと思つて、なす。むしろ入った後も早速労働者に、こういうのに入っているぞと、入る前からうちにはこういう制度があるのだと言いつつ労働者にPRしているのが普通でございしますが、ただいま先生の御指摘のように、入っていないが労働者に知らしてない、これではいろいろ問題がやはり起きてまいります。その一つのやり方としていま先生から具体的な御提案ありましたが、いずれにいたしましても労働者にわかるような、徹底できるようなそういうものを研究してまいりたいと思つております。

○奮脱タケ子君 それから、この各委員からもすでに出ておりますがね、五年ごとの見直しですね。これはインフレ物価高というところで国民年金等は大体みんな五年ごとというところが短縮されているのです。年金にしたら四十四年には二万円年金ですが、それから四十八年のときには五万円年金、次には五十一年度に見直しと、こういうふうになつていまして、で、やっぱり退職金、退職するということは仕事から離れるわけですから、退職時に対する措置というものは同じように物価高インフレに対応するには、機敏に対応できるといふことが大事だと思うのです。その辺について、これ五年ごとでは話にならぬのじゃないかというふうに思ふんです。で、話にならぬという

実例はもう私が申し上げなくても十分御承知のとおり、物価指数あるいは賃金指数から見ても、物価指数でいいますと、昭和四十五年と四十九年の十二月で見ましたら、四十五年を一〇〇として一六四・二ですね。それから賃金指数も、四十五年を一〇〇として四十九年、これは十月で見ても一六二・四です。こういう結果から見ますと、十五年も六年もかけておる人から見ますと、四十五年当時期待した退職金の見込みはもう六割以上ダウンしているという事態が起こつてきているわけですが、こういう点では、もうらうときにもう半分以上に目減りするというふうな状況になつたのは、三十人以下、二十人以下というふうな、二十人以下が非常に多いというお話がすでに出ておりますように、そういう小規模事業主が大変苦しいやうくりの中でせつ々掛けている掛金が全くかわいひ労働者の手に渡らずにどっかへ収奪されてしまふというふうな結果になるわけですよ。この点は法律で五年と言つて五年としかくし定規に考えるのではなくて、年金ですすでに実施されている、そういう点を同じようにも機敏な対応というふうなことを具体的にお考えになつておられるかどうか、その点を伺つておきたい。

○政府委員(東村金之助君) 確かに法律では五年以内の見直しということが規定されております。今回の改正もそれに準じたわけでございますが、世の中はインフレその他いろいろ動きが激しいときでございしますので、私どもは少なくとも現在の改正が行われるならば一応五年程度は対応し得るものとは考えておりますが、せつ々先生からの御指摘もございまして、事情が即さないような事態になりましたらば必要に応じて改正しなさいいかなというふうな考えをしております。せつ々かく今後の問題については審議会もこの問題が国会で成立を見たならば早速検討を始めるということでございますので、御趣旨のようなことが実現できるんじゃないかと、かように考えております。

○奮脱タケ子君 これはまあ遅くなつてしまつた

んだから今回はしようがないとしまして、今後の課題としてはやはり機敏な対応というのが望まれると思ひますので、ぜひこれは検討をして改善をしてみたいというふうに思ひます。

それから掛け捨て、掛け損、通算ということいろいろ申し上げましたけれども、これは、これもすでに衆議院では審議済みのことなので私はぜひ注意を喚起しておきたいと思うのは、建設退職金共済ですね、この関係の人たちはなかなか一日ずつの切手がもらえないという意見というのは私どもにも寄せられております。で、調べてみますと、これは建設省の計画局長の名前で昭和四十五年の四月六日、昭和四十七年十一月二十二日と二回にわたって「建設業退職金共済制度の普及徹底について」、あるいは「普及徹底に関する措置等について」というふうなお触れが出ていますね。出されているわけですね。これは衆議院でもすでに問題になりましたように、たとえば官公需、特に公共事業の場合にはちゃんとこれがプラスアルファで三%、平均三%程度がプラスされているわけですね。で、そのことが労働者保護のためえというのが買かれていて大変結構だと思ひますけれども、末端では生かされていない。元請業者はちゃんと買いかもわからぬ——ちゃんともう買っていないかもわからぬですね。買っても、それが下請、孫請と次々行ったら労働者にはちゃんと渡っていないというふうな状況というのは、これは建設関係の現場の労働者から私どもの方に訴えが参っております。で、それなりに私どもも調べてみましたけれども、どこかでとまっていますんで、とまっていますか、あるいは金額が該当しないかというふうな、買われていないかというふうなことで、ほかの経費に使われてしまつて、せっかくの労働者保護というのが生かされていないという結果が出ています。これはわずかなでなく、衆議院でも審議をされておりますように、国の公共事業の関係だけを見ても一年間に百八十億ぐらいになるといふんですからね、この問題がやはり筋が通るようには、建設省でもこ

ういう通達をお出しになって徹底普及方を推進をしておられるようですけれども、労働省としても何とかその点については労働者を保護するというたてまえからいって、せっかくの制度ですね、これはもう非常にはつきりしているんで、生かされるように指導を強める必要があるではないかと思ひます。これは建設省を見たんですけれども、これ一つずつ張るようになっていっていますね。もらわぬかと思ったら、せっかく金が出されていても労働者の利益にはならない、こういう事態というのが起こっているようですので、その点についての御見解をお伺いしておきたい。

○政府委員(東村金之助君) 建設業、特に公共工事における証紙の購入状況、貼付状況の問題でございますが、確かに申し上げるようにならぬように、それができるようにならぬようになっていっているのになかなか末端まで行かない。いろいろ私も聞いてみたり調べてみますとむずかしい問題が介在しているようでございますが、せっかくそういう制度があつて、しかも公共事業であるがゆゑにそういうふうなことで予算も上乗せされておるものがございますから、ぜひ末端までそれが徹底するように、これ私どもだけではなかなかいかせんので、関係行政機関とも協議しながらそういう指導をしてまいりたい、かように考えております。

○青木タケ子君 それではちよつとあと残り時間をちよつとだいたひとして雇用保険法の施行に伴う諸問題を若干お聞きをしたいと思います。局長おかげが悪いそうですからごく簡単にお願いします。

雇用保険、労災保険というのが本年度から全面適用になりました。で、商業、サービス業の五人未満の事業所というのは約百万事業所があると云われておりますが、そのほか農林水産業も入れますと行政上全面適用はなかなか大変な至難なわざだと思ひます。で、全面適用の進行状況と見通しですね、これはどういふことになっておるのでしょうか。

○説明員(中谷滋君) 雇用保険法の成立その他によりまして本年四月より御指摘のいわゆる全面適用、特に五人未満の商業サービス業に対する適用が拡大が行われたわけでございますけれども、まだ四月に入りまして日も浅い適用でございます、適用拡大の状況につきましてはまだ全面的には把握しておりません。ただ、若干、数件にわたつて当たりました状況では、例年よりもやや新規加入がふえているというところは聞いておりますけれども、急激に新規加入がふえているというふうな状況ではないという感触を持っております。もう少し時間がたちましてからその状況を把握してお答えしたいと思います。

○青木タケ子君 労働者が労働災害とかあるいは失業したというふうな場合に、五人未満の事業所の労働者でも給付の適用を受けられるということになったというのは非常に意義は大きいと思ひます。したがつて、この意義の大きい全面適用を小規模事業主にも正しく理解をされて進められるということが大変大事じゃないかというふうに思ひます。

その点で若干お聞きをしたいと思います。現在、中小企業あるいは小規模企業というのはどういふ状態に追い込まれているか。これはもう私が申し上げるまでもなく、労働省御当局はよく御承知だと思いますけれども、全く親会社から関連下請企業への指示文書などで痛めつけられている。これは私どもの手元に参っております分につきましても、たとえば久保田鉄工の堺製造所というところからは「環境悪化とその打開策について」というふうなことで、これは1から12までの内容についてきつめて具体的に記述されているわけですね。そういう中でどんなことが書かれているかというところ、外注品の即時社内吸収の断行(いい恰好は絶対禁止)とか、あるいは「省力化の徹底推進」「余裕人員の発見とその排除対策の即時断行」というふうなたぐいで、これはその他の中小企業の実例を見ましてもきつめて厳しい状況になっていいます。これはまあ時間の関係もありますから、私、その

他の事例は申し上げませんが、こういうふうな大変な困難な状況の中に直面をしている。こういう状態でも、税金や各種社会保険、労働保険料も納めていかなければならないというのが中小企業、あるいは小規模企業の実態であるわけですね。労働者の保護はもちろんですけれども、その親方である中小企業自身に特別な配慮をしていかないと、この五人未満の全企業所に適用していくということはなかなか配慮が必要ではないかというふうに思ひます。これは雇用保険法の審議の中でも申し上げたところで、中小企業、特に小規模企業の五人未満のところの対策というのを特別に要望していきたいというふうに思ひます。

そこで、全面適用というのは事務組合の委託を進めていくというわけですね、それだけではないんですか。事務組合を進めていくというのが中心ですか、その進め方について若干お伺いしておきたい。

○政府委員(青木勇之助君) いま先生おっしゃいましたとおり、原則的には事務組合で推進してまいると、こういう方針で臨んでおります。

○青木タケ子君 そうしますと、一件一件個々の事業所を扱うのではなくて、事務組合の形式で進めていくということになりますと、事務組合というのは国の行政事務の一部を担当するということになるわけですね。まあ大変な役割だと思ひますが、……

そこで具体的に聞いていきたいと思ひますが、雇用保険法の八十三条ですか、これによりまして、第七條に定める被保険者に関する届け出をしなければならぬ場合など、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金」という項目がありますね、これ、八十三條にはそういうふうにあるわけですが、この罰金は事務組合にも同様に科されるんですかね。で、これがこの中小企業、特に小規模な企業では大変な問題になっているんです、いま、で、大問題になって、ずいぶんこわがられているんで

す。といいますのは、ふなれた事業主も現に多いわけですね、こういう問題について。

そこで私が指摘しておきたいと思ひますのは、行政の姿勢といたしまして、今回この適用事業所になったところはもちろんのことですが、まだその事情や制度を十分のみに込んでいないというふうな小規模の事業主に対して、制度の内容と内容というのが十分に理解されるように指導することに重点を置くべきだというふうに思ひますが、そういう点で理解を十分に徹底をするというところに重点を置いて、機械的に罰則の適用をしてはならないと、こういうふうに思ひますが、どうでしょう。

これはまあ充足直後だから……。

○政府委員(遠藤政夫君) 雇用保険法が四月一日から施行になりました。一人でも労働者を雇って

いれば全部適用になる、こういうたてまえに変わったわけでございます。

で、この法案の審議の過程で申し上げましたように、この新しく適用になります小規模企業あるいは五人以上の小企業にいたしましても、従来の、三月末までの失業保険法のためまえからいいますと当然適用になっていながら実際には適用の手続がとられていない、未適用になっているという企業も相当ございます。こういうものにつきましても、当然被保険者である労働者の権利義務に直接影響する問題でございますので、そういう法定の手続を怠っている、あるいは虚偽の届け出であるとか、いろいろこういう事例につきましてもは罰則の適用がございします。失業保険法でもございしますし雇用保険法でも当然ございします。しかしながら、こういうことは、労働者を保護することがこの法律の目的でありまして、何も罰則をやたらに適用することが趣旨ではございません。したがって、全面適用になりまして手続的なこの適用届けたりその他の諸手続がなされなくても労働者の保護に欠けることのないように給付は行われまします。だからといってそれに対して罰則を適用するかどうかということにつきましては、過去二十数年間失業保険法の適用について罰則の適用

がどれだけ行われたか、それは先生御存じだと思います。私もはそういうことをやみやたらに罰則を適用することが目的ではございせんので、したがって、この四月一日の施行前におきましても全国的に全安定所を通じて数回にわたって小規模企業の企業主に対してこの雇用保険法の趣旨の徹底を図ってまいっております。そういったしまして、できるだけ小規模企業の事務能力のない人たちが商工会議所なり協同組合なり、そういったものを通じて保険料の納入手続なりあるいは被保険者である労働者の資格の得喪、あるいは失業したときの手続、取得手続、こういったものが十分に行われるように指導をいたしてまいっておりますわけでございます。決してやたらに罰則を適用するようなことは考えておりません。

○書記タケ子君 大分しかし事業主の間で、特に小規模事業主の間で大問題になっておりますので特別に伺いをしたわけですが。

次に、こういう要望が出ています。中小企業なので、特に小規模企業なので従業員の福祉施設というのがなかなか一つの企業でやっていたいけないと、たとえば食堂をつくりたい、小さなスポーツ施設、卓球場一つをつくりたいと思つても、あるいは文化施設をつくりたいと思つても、単独ではできない。近くの中小企業が共同してこういう福利施設をつくる場合に、その業者団体がつくる場合にも、雇用福祉事業融資、これをしてほしいという問題が出てきているわけですが、この要望、もつともだと思ひますが、具体的にそういう要望に沿う制度がありますか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは従来とも雇用促進事業団の福祉施設の設置の内容の一つといたしまして、いわゆるこういった工業団地、いろいろな中小企業の団地等に中小企業の従業員のための福祉施設を設置いたしてまいっております。五十年におきましてもさらに増設等の計画を持っています進めておりますし、またそのほかにこういった中小企業の人たちが共同して給食施設なりあるいは厚生施設をつくりたい、こういう場合には、雇

用促進事業団の雇用促進融資の中で福祉施設の融資という制度があります。単独の企業であれば三千五百万までが限度でございますが、共同してやる場合、六千万までは融資できると、こういう制度があります。これによって過去におきましてもいづぶん利用されておりますし、今後ともこういった活用を十分指導してまいりたい、かように考えております。

○書記タケ子君 一応そういう制度があつても融資要件ですね、これをなるべく中小企業が借りやすいように、小規模企業が借りられやすいように検討してほしいという要求なんです。せっかく事業主が従業員のためにやろうというふうになつても、結局要件が整わないということのために、運用上考慮して、要件を検討してほしいというわけですが、これは要件はちよつと聞いたらいいわけだけれども、ちよつと簡単に言ってくれますか。

○政府委員(遠藤政夫君) これは中高年をたくさん雇つていられるとか、みんなが共同して雇うとか、いろいろなかれがございしますが、融資条件で一番問題になりますのは手持ち資金、自己資金をどれくらい出せばいいか、それから利率がどれくらいか、この二点が一番大きいわけですが、福祉施設の融資の場合にも、中小企業については融資率も九〇%、大企業より高くしてあります。それから利率も大企業より安くしてあります。こういうことで、中小企業の人たちが利用しやすいような制度になつております。今後ともそういう内容をより充実させていくように努力したいと思ひます。

○書記タケ子君 この「雇用促進融資のこあんない」という労働者の雇用促進事業団の融資部というのが発行しているのを見ますと、「貸付けを受けられる方」ということで、「公共職業安定所の紹介により、労働者を一定数以上雇い入れる事業主又は事業主の団体の方」というふうに書かれていますが、これは要件になるのですか。

○政府委員(遠藤政夫君) これはいろんな条件がございまして、たとえば中高年を雇つた事業主、あ

るいはそういう求人申し込みをした事業主というふうなことで、あるいは過去におきまします炭鉱離職者とか、駐留軍の離職者の人を雇うとか、いろいろな条件があります。そのどれかの条件に当てはまれば、安定所が証明を出して、それによって融資を受けられると、こういうことでございします。したがって、安定所は全くおれは利用したくないんだと、自分で勝手にやるので、金だけ出せと言われても、なかなかそういう面は御要望に応じかねる場合がございますけれども、先ほど来安定所の利用率が低いじゃないか、私どもはせっかくいろいろな援助制度をつくつておりますので、そういうのを利用して、中高年の人たちとか寡婦の人たちとか、あるいは衰退産業からの離職者の人たちを雇っていただくとか、こういうことで御協力をお願いしております、そういう向きについては積極的に有利な条件で融資をして差し上げると、こういうことにはいたしておるわけでございます。

○書記タケ子君 安定所のお世話にならぬということではないですけども、三人や五人しか雇つていない小規模事業主が、そないに再安定所からの労働者を採用するといふような機会はないですよ、実際。だから「一定数以上」といふふうに書かれていられるのは、何か特別な率とか、そういうものはあるんですか。

○政府委員(遠藤政夫君) 時間があれば細かく融資を受けられる条件を申し上げますけれども、これはまあ細かく申し上げますと、一通り並べただけでも三十分以上ぐらひかかります。ですから、それは省略させていただきますけれども、たとえば中小企業で、福祉施設がないために、たとえば従業員住宅だとか、あるいは給食施設だとか、そういう福祉施設がないために人が来てくれないと、こういう状態であれば、それに対して融資の対象になると、こういうこともあるわけですが、必ずしも何人雇わなきゃならぬとか、そういうことだけが条件になつていられるわけじゃありません。ですから、たとえば五人雇つていられるところ、一人中高年を雇えば、それでも対象になる。一人

安定所から雇わなくても、そういう施設をつくらなければ人を雇いにくい、人が来てくれません、こういう条件があれば、それによっても融資を受けられる。いろんな条件がありますので、どこかに該当するように恐らくはなるだろうと思ひます。ただ、私の方は安定所なんか関係ありませんとおっしゃられるところについてはむづかしいかもしれません。

○香取タケ子君 それでは、運用を考慮して要件も借りやすいように検討してもらって、要望が出てくるというところを受けて、労働者保護に役立てるようにはひとつ前進をさせていただきたい。

それから関連をいたしまして、次に二つ問題を聞きたいと思っておりますのは、労働保険事務組合の扱い事務の簡素化の問題、それからもう一つは事務組合の扱い特定保険料や報告書の提出期限を、いま五月十五日になっているのですね。これを五月末日までに改めてほしいということなんです、この二つについて。

○政府委員(青木勇之助君) まず第一点目の書式手続等の簡素化の問題でございますが、労働保険事務組合関係の書式、あるいは手続等は、それぞれ必要性に基づきまして、各種のものがございまして、これは先生御存じのとおりでございます。何分保険料の納付等金銭の取り扱いを中心とする事務の性質上、やはり厳密性というものが必ずしも容易ではないのでございますが、従来からできるだけ簡素化しようというところで、鋭意努力をしております。今後ともこれらの点については関係者の意見等を十分参考をいたしまして努力してまいりたい、こういうふうに考えております。それから第二点の事務組合の取り扱いにつきましては、確定保険料や申告書の提出期限を現行の五月十五日、これを五月末日までにできないかという問題でございますが、これを直しますには、法律改正を必要とするという点は別といたしまして、先ほど申し上げましたように、事務組合を中心として適用を図っていくと申し上げましたが、やはり事

務組合に入らないで、単独で適用事業場となる事業場もございまして、そういう事務組合に入っていない事業所との関係、こういう点も問題がありますし、それから、年三回の分割納付という制度も認められておりますし、さらに付け加えますれば、保険財政上の問題、こういう点もございまして、当面五月十五日を五月末にすることは実施困難であるというふうな申し上げざるを得ないのであります。今後さらになお検討を続けてまいりたいと思ひます。

なお、事務組合につきましましては、本年度は五月十五日の納期限に間に合いますように、例年より早目に年度更新の関係の諸用紙を送付いたしました。三月中旬ごろまでは説明会を終えるよう措置いたしました。事務組合の事務手続を迅速化するということに措置いたしております。今後ともこういう行政ベースでできまざる措置につきましまして、十分配慮をいたして対処してまいりたい、こういうふうな考えです。

○香取タケ子君 十五日を月末までに延ばしてこれという問題については、これは実際上は事務組合が困っているわけですね、なかなかうまくまとめられなくて、しかも、それが報奨金ですか、それとの関連も出てくるということで、十六日以降になったら困るということで、大変頭を抱えているというふうな問題等がありますので、余り大して、法改正を伴うかも知れないですけれども、実際上は大した支障のある問題ではなからうと思ひ、少し弾力性を持たすことはできないのだからかというふうに考えて申し上げたわけですね。これは要望が出ています。

それから、最後にちょっと聞いておきたいのですけれども、労働保険事務組合に対する助成を強めるということが必要ではないかというふうに思ひます。先ほど事務組合は大切だし、育成をしたいというふうな言っておられますけれども、どうしても助成を強める必要があるのじゃないか、特に行政機構のかわりにやってもらうというふうなところでもありませんか。現在助成措置として

報奨金ですか――報奨金と、雇用保険法に基づく零細事業被保険者福祉助成金制度、この二つがございまして、これは両方とも改善をする必要があると思ひます。報奨金について具体例を一つ申し上げてみますと、こういうことになっている。これは私の手元にありますのは、大阪の此花民主商工会の委託を受けて、十五人未満の状況について言いますと、四十八年度は確定保険料が約一千、正に九千九百六十四万二千四百円という状況なんです。約一千万、報奨金が四十九万円、専従の事務職員が一名です。本来二名ないと舞いにくいという状況なんです。そういう中、せめて報奨金を二倍程度に改善してほしいというのが切なる要望になってきておるわけです。

それからもう一つは、雇用保険法に基づく助成金、現行は五人未満の事業所、十ないし三十九以下の事務組合には七万円と三万円、それから四十以上の事務組合には七万円というところになっております。事務組合の中には五人未満の事業所が十以下のところもあるわけでございます。まず、この分けるこの小規模事業の数の分け方ですね、この分け方を工夫して助成額を引き上げるようにするべきだと思ひますけれども、この点どうでしょう。

○政府委員(青木勇之助君) 労働保険事務組合に対する助成につきましては、従来からいろいろこの強化に努めてまいっております。昭和五十年年度におきましても、労働保険料の納付状況の良好な事務組合に対して交付いたします報奨金につきましては、予算上二十四億四千万円を計上いたしております。対前年度比で四六・六%の増額と相なっております。さらに五十年年度より雇用保険の被保険者資格喪失事務をも含みます労働保険事務の受託を促進するための零細事業被保険者福祉助成金というのを新設いたしました。本年度は半年分として三億二千万を計上いたしております。ほか、事務組合を新設いたしました場合の設立協力金につきましても、前年比の四九%増の約三千

万、これを計上いたしております。事務処理能力の向上のための指導研修等を行うこととしております。なお、今回新設いたします福祉助成金の配分の方法等については、目下安定の方にございまして、どういう方法でやるか、さらに検討中でございます。しかし、全適用というふうなことに相なりまして、ますます労働保険事務組合の問題は重要性を増してまいります。そういう点十分含みまして、今後とも本問題の解決に努めてまいりたい、このように考えております。

○香取タケ子君 大臣ね、これさっきも申し上げたようにね、雇用保険法あるいは労災ですね、五人未満の事業所に金部適用する、というような新たな試みをしておられるわけです。そういう中で、この事務組合というのが国の行政事務の一部を担うというふうな、非常に大きな役割を持たざるを得ようになつてきています。そういうことから、そういう点では助成金あるいは報奨金、そういった点について大幅にやはり引き上げていくという運用の妙を期されるようにひとつ考えていくというふうな御見解をお持ちじゃないですか。ぜひこれは持つてもらいたいと思ひますがね。

○國務大臣(長谷川健君) まあ、今度の雇用保険法がやっぱり働く諸君全部をカバーしていくという画期的なものでございまして、先ほど局長が御答弁申し上げたように、中小企業に特に重点を置いてある姿でございます。事務組合につきましましては、事務組合が国の代行機関じゃなくして、届け出をする人がわからぬからお願ひに行っている人ですね、そういうことでしよう。そういうことですから、それにしても事務が円滑にいくように、先ほど官房長が説明しましたように予算措置などもしておりますが、事務が円滑に、雇用される諸君の労働者の保護がされるような形でやってまいりたい、こう思っております。

○委員長(村田秀三君) 本案に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十五分散会